

阿波丸問題処理に関する経緯(発端から解決まで)

0002

RB'-0456

0007

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



阿波丸撃沈事件ニ關スル外交的措置概略

外務省

昭和二十年十月十三日

鑿ニ米國政府ヨリ我が權力下ニアツタ大東亞地域内ノ聯合國ノ俘虜  
 及抑留者ニ對シ救恤品ヲ送付シタイト再三我方ニ對シ熱心ニ依頼シ  
 テ來タノデ帝國政府ハ人道的見地カラ其ノ希望ヲ容レ米國カラ極東  
 ソ」領ニ輸送シテ來テ居タ二千余噸ノ救恤品ヲ客年十一月我方デ  
 引取り之ヲ内地、滿、鮮、支方面ニ輸送シタ後殘リノ約八百噸ヲ南  
 方諸地域ニ輸送スル爲阿波丸ヲ利用シタ。右ノ様ナ使命ヲ持ツタ阿  
 波丸ハ敵側ノ安導券即チ襲撃、臨檢、其他何等ノ障害ヲ與ヘナイト  
 言フ確約ノ下ニ本年二月十七日門司ヲ出帆、南方諸地域ヲ航行シ三  
 月二十八日昭南ヨリ歸途ニ就イタ。  
 然ルニ同船ハ四月一日以降消息ヲ絶チ百方搜索ニ努メタガ判明シナ  
 カツタノデ四月十日米國政府ニ對シ同船ノ消息通報ヲ要求シタ處米

0003

國政府ハ十二日ニ至リ、一潜水艦ガ四月一日夜阿波丸ヲシキモノヲ  
 撃沈シタ旨公表シタ。右公表ニ接スルヤ我方ハ即日瑞西國政府ヲ通  
 シ不取敢米國政府ニ對シ詳細ナ襲撃沈當時ノ模様ヲ通報スル様要求シ  
 タガ其後米國政府ハ左ノ如ク通報シテ來タ（此ノ通報ハ四月十日附  
 デアルガ我方ハ四月下旬接受シタ）。即チ

四月一日夜半阿波丸ノ豫定航路ノ地誌ヨリ約四十哩離レタ箇所デ  
 一船舶ガ潜水艦ノ爲撃沈セラレタガ其ノ船舶ニハ特別ノ照明ガ見  
 ラレナカツタ。同船ハ殆ド一隣ニシテ沈没シタガ一人ノ生存者ハ  
 右ハ阿波丸デアツタト語ツタ。若シ右ガ阿波丸デアツタトスレバ  
 米國政府ハ本事件ノ發生ヲ深ク遺憾トスル。目下ノ所右ハ阿波丸  
 デアルカ否カハ確實デナイガ若シ阿波丸デアルトシテ本件ニ對ス  
 ル根本的責任ハ未ダ決定セラレナイ。米國政府ハ誠實ニ且公平ニ  
 本件ヲ調査中デアル云々。

ト言フノデアアル石ニ對シ我方ハ四月二十六日附ヲ以テ阿波丸ハ船腹

0004

RB'-0456



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

不足其他諸種ノ困難ニモ不拘米國政府ノ切ナル要望ヲ容レ然モ安導  
 券ノ下ニ航行セシメタモノデアルコト、所定ノ照明ヲ點ジ豫定通  
 位置ニアツタコトハ擧沈ノ直前同船カラノ連絡通信ニヨツテ明瞭チ  
 擧沈ノ責任ハ全ク米側ニ在ルコト等々叙述シテ抗議スルト共ニ此  
 ノ背信行爲ニ應フルニ必要ナ一切ノ權利ヲ留保スル旨申入レタ。  
 其ノ後米國政府ハ五月四日附ヲ以テ阿波丸ノ生存者ハ下田勸太郎（  
 四十五才、阿波丸給仕）唯一人ヲ無事「グアム」島ニ在ルコト當該  
 警水監長ハ裁判ニ附セラルヘキコトヲ通報シテ來タ。  
 次デ我方ハ五月十六日附ヲ以テ米國政府ノ陳謝ニ責任者ノ處罰及  
 其ノ内容通報ニ乗船者並ニ船舶及載貨ニ對スル賠償等ヲ要求シタ。  
 前述四月二十六日附我方抗議ニ對スル五月十八日附米國政府ノ回答  
 ガ五月二十九日到着シタガ其ノ要旨ハ左ノ通デアル。  
 本事件ノ全面的實情及狀況ハ不確實ナノデ目下調査中デアリ又責  
 任ノ所在ヲ決定スル爲當該警水監長ハ軍法會議ニ附セラレル、而

0005

テ右調査ト算法會議ノ結果ニ從ツテ即時又ハ將來公正ナ措置ヲ執  
 ルデアラウ。米國政府ハ本事件デ多數ノ人命喪失ヲ生ジタコトニ  
 對シテハ眞摯ナル遺憾ノ意ヲ表スルト共ニ遭難遺族ニ對シテ同情  
 ノ意ヲ表スル。尤モ斯ク多數ノ死亡者ヲ生ジタ一因ハ潜水艦ガ現  
 場ニ止マリ致命索ヲ投シ救助ニ凡ユル努力ヲ盡シタガ生存者中  
 ニ應ゼヌモノガアツタ爲デアル云々。  
 ト申シ來タリ又五月十六日附ノ我方抗議ニ對シテハ七月五日附ヲ以  
 テ長旨左ノ通回答シテ來タ。即チ

多數ノ人命ヲ喪失シタコトニ對シテハ斷ニ直リ公式ニ米國  
 政府ノ遺憾ヲ遺憾ノ意ヲ表シタ（前述四月十日附及五月十八日附  
 米國政府ノ通報）。  
 同船ハ沈没當時夜間霧中ヲ進行シテ居タコトガ判明シタ。位置ハ  
 豫定ノ航路ヨリ約八哩離レ又約三十四哩前進シテ居タガ指定ノ照  
 明ハ爲サレテ居タ。同船ガ豫定通入ノ地點ヲ離レテ航行シテ居タ

0006

RB'-0456

0009

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

ロトハ無理トハ思ハナイ。潜水艦長ハ雷撃スル前ニモ又雷撃後ニモ阿波丸ヲ目撃シナカツタガ目撃シナカツタ言フコト自体ガ故意且計畫的ニヤツタモノデアルト言フ批難ヲ否定スルモノデアアル。然シ乍ラ阿波丸ガ安導券ニ關スル取極條件ヲ遵守シテ居タノデアアルカラ責任ハ目撃シテ阿波丸デアアルカ否カラ見極メナカツタ潜水艦長ニ在ル。從テ米國政府ハ同船撃沈ノ責任ヲ認メ當該潜水艦長ヲ懲戒處分ニ附スル手續中デアアル。

賠償問題ハ其ノ複雑性ニ鑑ミ戰爭中ニハ満足ナ解決ガ困難デアアルカラ右商議ハ戦後ニ延期シタイ。而テ全ク公平ナ態度ヲ以テ其ノ時ノ政治情勢ニ關係ナク處理スルコトヲ日本政府ニ確言ハル云々。依テ帝國政府ハ八月十日附ヲ以テ瑞西國政府ヲ通ジ米國政府ニ對シ概略左ノ通り申入レタ

米國政府ノ回答ニハ單ニ事件發生ノ直接責任者タル潜水艦艦長ニ對シ懲戒處分手續中ト述ベテナルノミデアアルガ本事件ノ重大性ニ

0007

鑑ミ其ノ責任者ハ嚴電ニ處罰セラレベキデ艦長ハカク指監督者等一切ノ責任者ヲモ處罰スベキデアアル。賠償問題ニ關シテハ其ノ複雑性ヲ理由トシテ商議ヲ戦後ニ延期方提議シテ居ルガ本件ハ全然米國政府ノ責任ニ屬スル明瞭且特殊ナ事件デアアルカラ、既ニ米國政府ガ其ノ責任ヲ認メタ以上本慘事ニ因ツテ生ジタ人的及物的損害ニ對シテハ戰爭狀態存在ニ不拘速ニ賠償ヲ實行スルコトハ單ニ帝國政府ニ對スル米國政府ノ責務デアアル許リデナク本件直接間接ノ犠牲者ニ對スル米國政府ノ人道的責務デアアル。仍テ米國政府ハ戰爭終了ヲ俟タズ別ニ送付スル具體的損害賠償要求ヲ卒直ニ認メルコトヲ要求スル。

本事件ノ経緯ハ概略以上ノ通デアアルガ右八月十日附ノ要求ヲ發送後急ニ終戦トナリ事態ガ一轉シタ。然シ本件ハ前述ノ如キ特殊ノ事件デアアルカラ當局トシテハ上述ノ所謂「政治的情勢」トハ獨立シテ今後極力公正ナル解決ニ努力シ以テ萬分ノ一ナリトモ御遺族ノ御愁傷ヲ慰メ其ノ御期待ニ添ヒ度ヒ考デアアル。

0008

RB'-0456



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

解除  
第13回公開

秘

阿波丸問題交渉経緯

一 一九四四年十一月十三日 阿波丸の安全航行につき米側が供  
 二 一九四四年十二月十五日 阿波丸毎季運送確保  
 三 一九四五年二月十日 阿波丸の引去  
 四 一九四五年四月一日 帛路台湾沖に米潜水艦による撃沈  
 五 一九四五年四月十五日 米政府計米抗議  
 六 五月十日 計米原則的要求

外務省

0009

2

七一九四五年五月十日 米側回答

(一) 米政府の陳謝  
 (二) 米側が及船舶及貨物の損害に對する賠償  
 (三) 謝意の表示  
 (四) 謝意の表示  
 (五) 謝意の表示  
 (六) 謝意の表示  
 (七) 謝意の表示  
 (八) 謝意の表示  
 (九) 謝意の表示  
 (十) 謝意の表示  
 (十一) 謝意の表示  
 (十二) 謝意の表示  
 (十三) 謝意の表示  
 (十四) 謝意の表示  
 (十五) 謝意の表示  
 (十六) 謝意の表示  
 (十七) 謝意の表示  
 (十八) 謝意の表示  
 (十九) 謝意の表示  
 (二十) 謝意の表示  
 (二十一) 謝意の表示  
 (二十二) 謝意の表示  
 (二十三) 謝意の表示  
 (二十四) 謝意の表示  
 (二十五) 謝意の表示  
 (二十六) 謝意の表示  
 (二十七) 謝意の表示  
 (二十八) 謝意の表示  
 (二十九) 謝意の表示  
 (三十) 謝意の表示  
 (三十一) 謝意の表示  
 (三十二) 謝意の表示  
 (三十三) 謝意の表示  
 (三十四) 謝意の表示  
 (三十五) 謝意の表示  
 (三十六) 謝意の表示  
 (三十七) 謝意の表示  
 (三十八) 謝意の表示  
 (三十九) 謝意の表示  
 (四十) 謝意の表示  
 (四十一) 謝意の表示  
 (四十二) 謝意の表示  
 (四十三) 謝意の表示  
 (四十四) 謝意の表示  
 (四十五) 謝意の表示  
 (四十六) 謝意の表示  
 (四十七) 謝意の表示  
 (四十八) 謝意の表示  
 (四十九) 謝意の表示  
 (五十) 謝意の表示  
 (五十一) 謝意の表示  
 (五十二) 謝意の表示  
 (五十三) 謝意の表示  
 (五十四) 謝意の表示  
 (五十五) 謝意の表示  
 (五十六) 謝意の表示  
 (五十七) 謝意の表示  
 (五十八) 謝意の表示  
 (五十九) 謝意の表示  
 (六十) 謝意の表示  
 (六十一) 謝意の表示  
 (六十二) 謝意の表示  
 (六十三) 謝意の表示  
 (六十四) 謝意の表示  
 (六十五) 謝意の表示  
 (六十六) 謝意の表示  
 (六十七) 謝意の表示  
 (六十八) 謝意の表示  
 (六十九) 謝意の表示  
 (七十) 謝意の表示  
 (七十一) 謝意の表示  
 (七十二) 謝意の表示  
 (七十三) 謝意の表示  
 (七十四) 謝意の表示  
 (七十五) 謝意の表示  
 (七十六) 謝意の表示  
 (七十七) 謝意の表示  
 (七十八) 謝意の表示  
 (七十九) 謝意の表示  
 (八十) 謝意の表示  
 (八十一) 謝意の表示  
 (八十二) 謝意の表示  
 (八十三) 謝意の表示  
 (八十四) 謝意の表示  
 (八十五) 謝意の表示  
 (八十六) 謝意の表示  
 (八十七) 謝意の表示  
 (八十八) 謝意の表示  
 (八十九) 謝意の表示  
 (九十) 謝意の表示  
 (九十一) 謝意の表示  
 (九十二) 謝意の表示  
 (九十三) 謝意の表示  
 (九十四) 謝意の表示  
 (九十五) 謝意の表示  
 (九十六) 謝意の表示  
 (九十七) 謝意の表示  
 (九十八) 謝意の表示  
 (九十九) 謝意の表示  
 (一百) 謝意の表示

外務省

0010

RB'-0456

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0011



5.

十一 終戦後總司令部と通じ留保

1. 一九四五年十月十九日 第一回

2. 一九四六年十月十日 第二回

3. 一九四七年二月十日 米側盟会 (賠償要求の算定基礎)

4. 一九四七年五月二十日 日本側回答 (詳細な数字提示)

十二 一九四八年四月二十二日 D.S. シーボルト 菅田大臣申入  
マツチキチの命令により別紙 A と読み上げ日本政府  
府に於て A の提案に同意せし別紙 B の協定案  
を善済 (謝印) すること

外務省

0013

6

十三 一九四八年六月十日 吉澤、シーボルト会談  
本協定締結に關する法律問題 予断的  
格運 其他衡平の觀念に關する我方の理解  
と周陳し種々の困難な事案とも予断し  
得ない意思の交換と行ふ

十四 一九四八年七月十日 朝海、ユギル會談  
本協定に關する我方の理解と書面に述べられた  
ものとの差に平文

十五 一九四八年七月二十日 朝海、シーボルト會談  
七月十日の我方書面に付大體に於て是方の同意  
を取り付け協定案文を確定

外務省

0014

RB'-0456

0013

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

外支委員長兩院中幹委員長 社会 自身  
 協同各党首班の召集を求め其意思を  
 求め、此等の人々が思ふに附するに  
 其の意思をあらわし、通決行するに附  
 するべしとの意見があらはに國會に附  
 するに附する  
 マコトサト 賛成  
 各黨は協定発表の直前より新聞発表は  
 總理自らすることと、又國會は時と移  
 りず共同決議を以て之を可決し、之を以て  
 十七、一九四八年八月二十日、マコトサト、吉澤會談  
 菅野兩院の合時懇話の別段、同日午に其例  
 如く、迅速に処理す

外務省

0016

但し本協定と事前に議會に附議するが  
 エタキエテイブ、アグリメントと上院終りに上院  
 後に議會の承認を求め、これに付ては終端に  
 附す、マコトサト、菅野大臣會談に於て決定  
 することす  
 十六、一九四八年八月二十日、マコトサト、菅野大臣會談  
 菅野大臣より國會に事前に附議することの  
 必要を力説（書面手交）  
 マコトサトよりエタキエテイブ、アグリメントと上院  
 終りに上院の承認（書面手交）  
 菅野大臣より菅野大臣提議  
 協定終りに先立ち菅野兩院議長兩院

外務省

0015

RB'-0456



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan



後...  
 第五部長  
 第二課長  
 〇〇二二二一多田  
 阿波丸敷手続 善後措置  
 聯合冬季資料  
 第二部第一課

米國政府ヨリ送附シ来レル救恤品ノ輸送船阿波丸ハ南方地域  
 向右輸送ノ任務ヲ終ラシテノ帰途本年四月一日台湾海峡ニ  
 テ一米國潜水艦ノ雷撃ヲ受テ沈没セリ依テ帝國政府ハ  
 聯合國側ノ安導券ヲ有シ且米國政府ノ再三熱望ニ應  
 ジ人道的見地ヨリ難キヲ忍ビテ派遣セル同船ノ性質ニ鑑  
 ミ米側ノ違法ヲ難ジテ抗議シ米國政府ノ陳謝ノ責任者  
 ノ處罰及賠償要求ノ受諾ヲ申入レル米國政府ハ

(日本標準規格 B5)

外務省

0017

右撃次ニ対スル責任ヲ認メ陳謝ヲ爲シ来リ又責任者タル  
 艦長ノ處罰ニ関シテ手續中ナル旨申来タルガ賠償ニ関シテ  
 ハ其ノ複雑性鑑ミ高議ヲ戦後ニ見送りタシ而テ其ノ高議  
 ニ際シテ全ク公平ナル態度ヲ以テ其ノ時ノ政治情勢ニ關係ナク  
 處理スルコトヲ日本政府ニ確言スト申シ来レルヲ以テ我方ニ於テハ  
 折返シ八月十日附ヲ以テ本件ハ全然米國政府ノ責任ニ屬スル  
 明瞭且特殊ノ事件ニシテ米國政府カ既ニ其責任ヲ認メ  
 タル以上本慘事ニ因リ生ジタル人的及物的損害ニ対シ戦争

(日本標準規格 B5)

公 信 案

外務省

0018

RB'-0456

0015

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

Appendix 1  
Communications

議會答案資料

阿波丸擊沈善後措置

第五部第一課

米國政府ヨリ送附シ來レル救恤品ノ輸送船阿波丸ハ南方地域向右輸送ノ任務ヲ終了シテノ歸途本年四月一日臺灣海峽ニテ一米國潛水艦ノ雷撃ヲ受ケ沈没セリ依テ帝國政府ハ聯合國側ノ安導券ヲ有シ且米國政府ノ再三ノ熱望ニ應ジ人道的見地ヨリ難キヲ忍ンデ派遣セル同船ノ性質ニ鑑ミ米側ノ違法ヲ難ジテ抗議シ米國政府ノ陳謝、責任者ノ處罰及賠償要求ノ受諾ヲ申入レタル處米國政府ハ右擊沈ニ對スル責任ヲ認メ陳謝ヲ爲シ來リ又責任者タル艦長ノ處罰ニ關シテハ手續中ナル旨申來タレルカ賠償ニ關シテハ其ノ復雜性ニ鑑ミ商議ヲ戰後ニ見送リタシ而シテ其ノ商議ニ際シテハ全ク公平ナル態度ヲ以テ其ノ時ノ政治情勢ニ關係ナク處理スルコトヲ日本政府ニ確信スト申シ來レルヲ以テ我方ニ於テハ折返シ八月十日附ヲ以テ本件ハ全然米國政府ノ責任ニ屬スル明瞭且特殊ノ事件ニシテ米國政府方既ニ其責任ヲ

外務省

0020

公信案

外務省

狀態存在如何ニ拘束時賠償ヲ実行セタトテ具體的要求ヲ送付セリ然ルニ右送付直後終戰トナリ今日ニ及ビ先處最近帝國政府ハ聯合軍最高司令部ニ對シ本件ニ關シテ從來日米政府間ニ往復シタル文書ノ寫ヲ送付上我西要求實現方ニ關シ斡旋方ヲ依頼シ置キタリ

(日本標準規格 B 5)

0019

RB'-0456

0015

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

解除  
第13回公開

阿波丸撃沈事件の経過如何  
阿波丸撃沈事件は、關於外交的措置概略  
昭和二十一年一月二十日  
變ニ米國政府ヨリ我が權力下ニアツタ大東亞地域内ノ聯合國ノ俘虜  
及抑留者ニ對シ救恤品ヲ送付シタイト再三我々對シテ要求シテ  
來タノデ、我々亦之ニ對シテ、米國カラ極東  
ソ一領ニ輸送シテ來テ居々二千余噸ノ救恤品ヲ、十一月我方デ  
引取リ之ヲ内地、滿、鮮、支方面ニ輸送シタ後殘リノ約八百噸ヲ南  
方諸地域ニ輸送スル爲阿波丸ヲ利用シタ。本  
波丸ハ敵側ノ安導券即チ襲撃、臨檢、其他何等ノ障害ヲ與ヘナイト  
言フ確約ノ下ニ、本年二月十七日門司ヲ出帆、南方諸地域ヲ航行シ三  
月二十八日昭南ヨリ歸途ニ就イタ。  
然ルニ同船ハ四月一日以降消息ヲ絶チ百方搜索ニ努メタガ判明シナ  
カツタノデ四月十日米國政府ニ對シ、同船ノ消息通報ヲ要求シタ。米

0022

認メタル以上本慘事ニ因リ生ジタル人的及物的損害ニ對シ戰爭狀態  
存在ノ如何ニ不拘速時賠償ヲ實行サレタントテ具體的要求ヲ送付セ  
リ然ルニ右送付ノ直後終戰トナリ今日ニ及ビタル處最近帝國政府ハ  
聯合軍最高司令部ニ對シ本件ニ關シ從來日米政府間ニ往復シタル文  
書ノ寫ヲ送付ノ上我要求實現方ニ關シ斡旋方ヲ依頼シ置キタリ

外務省

0021

RB'-0456

0017

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

米國政府ノ切ナル要望ヲ容レ然モ安導  
 船ノ下ニ航行セシメタモノデアロコト、所定ノ照明ヲ點ジ豫定通ノ  
 位置ニアツタコトハ、直前同船カヲ通シテ、明瞭デ  
 懸沈ノ責任ハ全ク米側ニ在ルコト等々叙述シテ抗議セシメ、且此  
 一審信行爲ハ懸ケルニ必要ナク、一切ノ權ヲ米國政府ニ付スルベシ  
 其ノ後米國政府ハ五月四日附ヲ以テ阿波丸ノ生存者ハ、日勤東部  
 四十五ノ、阿波丸拾上、唯一ノ、無事「グアム」島ニ在ルコト當該  
 警水艦長ハ裁判ニ附セラルヘキコトヲ通報シテ來タ。  
 次デ我方ハ五月十六日附ヲ以テ米國政府ニ、豫定責任者ノ處罰及  
 船客運費乗船者並ニ船舶及載貨ニ對スル賠償等ヲ要求シタ。  
 前記四月二十六日附我方抗議、對シテ五月十八日附米國政府ノ回答  
 カ五月二十九日到着シ、其ノ要旨ハ左ノ通デアル。  
 本事件ノ全經過及狀況ハ不確實ナリテ目下調査中デアリ又責  
 任ノ所在ヲ決定スル爲メ該警水艦長ハ軍法會議ニ附セラレ、而

國政府ハ十二日ニ至リ、一潛水艦ガ四月一日夜阿波丸ヲシキモノヲ  
 撃沈シタ旨公表シタ。有公事ニ據ルニ、我方ハ即日瑞西國政府ヲ通  
 シ不取敢米國政府ニ對シ詳細ナ撃沈當時ノ模様ヲ通報スル様要求シ  
 タガ其後米國政府ハ左ノ如ク通報シテ來タ。此ノ通報ハ四月十一日附  
 才アルカ我方ハ四月十一日付答シタ。即チ  
 四月一日夜半阿波丸ノ豫定航路ノ地誌ヨリ約四十哩離レタ箇所デ  
 一船舶ガ潛水艦ノ爲撃沈セラレタガ其ノ船舶キ、特別ノ照明ガ見  
 ラレナカッタ。同船ハ殆ド一瞬ニシテ沈没シタガ一人ノ生存者ハ  
 右ハ阿波丸デアツタト語リ、若シ右ガ阿波丸デアツタトスレバ  
 米國政府ハ本事件ノ發生ヲ深ク遺憾トスル。目下ノ所右ハ阿波丸  
 デアルカ否カハ確實デナイガ若シ阿波丸デアツタトシテ本件ニ對ス  
 ル根本的責任ハ未ダ決定セラレナイ。米國政府ハ誠實ニ且公平ニ  
 本件ヲ調査中デアアルベシトシ、且此ノ調査ハ速ニ行ハルベシトシ、  
 又、四月二十六日附ヲ以テ阿波丸ハ船腹

RB'-0456

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0018

26 ~~全~~

テ右開空ト軍法會議ノ結果ニ從ツテ即時又ハ將來公正ナ賠償ヲ執  
ルテアラウ。米國政府ハ本事件ヲ多量ノ人命喪失ヲ生ジタコトニ  
對シテハ眞摯ナル遺憾ノ意ヲ表スルト共ニ遺憾遺族ニ對シテ同情  
ノ意ヲ表スル。尤モ斯ク多量ノ死亡者ヲ生ジタ一國ハ海軍艦ガ現  
場ニ止マリ救命索ヲ投ジ救助ニ凡ユル努力ヲ盡シタガ生存者中之  
ニ應ゼスモノガアツタ氣デアラ云々。  
ト申シ來タリ又五月十六日附ノ米方統帥ニ對シテハ七月五日附ヲ以  
テ要旨左ノ通函答シテ來タ。即チ  
多量ノ人命ヲ喪失シタコトニ對シテハ誠ニ同ニ直リ公式ニ米國  
政府ノ遺憾ヲ遺憾ノ意ヲ表シタ（前述四月十日附及五月十八日附  
米國政府ノ通函）。  
同船ハ沈没當時夜間霧中ヲ進行シテ是タコトガ判明シタ。位置ハ  
豫定ノ航路ヨリ約八哩離レ又約二十四哩前進シテ是タガ豫定ノ照  
明ハ亮サレテ居タ。同船ガ豫定航路ヨリノ地點ヲ離レテ航行シテ是タ

0025

27

5

コトハ無理トハ思ハナイ。潜水艦長ハ雷撃スル前ニモ又雷撃後ニ  
モ阿波丸ヲ目撃シナカツタガ目撃シナカツタ言フコト自体ガ故  
意且計畫的ニヤツタモノデアラト言フ批難ヲ否定スルモノデア  
ル。然レテ阿波丸ガ安海祭ニ關スル取極條件ヲ遵守シテ居タ  
イデア  
ルカヲ責任ハ之ニ在リ。阿波丸ヲアルカ否カヲ見極メナカツタ潜水  
艦長ニ在リ。從テ米國政府ハ同船撃沈ノ責任ヲ認メ當該潜水艦長  
ヲ懲戒處分ニ付スル手續中デアアル也。又  
賠償問題ハ其ノ複雑性ニ鑑ミ戰爭中ニハ補足ノ賠償ヲ困難ナ  
ルニ對シテ商議ハ戰後ニ延期シタリ。而シテ全ク公平ナ態度ヲ以テ其ノ  
時ノ政治情勢ニ關係ナク處理スルコトヲ日本政府ニ確言スル事。  
依テ帝國政府ハ八月十日附ヲ以テ米國政府ニ對シテ  
米國政府ノ回答ニハ單ニ事件發生ノ直接責任者タル潜水艦艦長ニ  
對シ懲戒處分手續中ト述ベテキルノミデアルガ本事件ノ重大性ニ

0026

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0456

0019

28

6

0027

監督者等一切ノ責任者ヲモ處罰スベキデアリ又賠償問題ニ關シテ  
 其ノ責任者ヲモ處罰スベキデアリ又賠償問題ニ關シテ  
 其ノ責任者ヲモ處罰スベキデアリ又賠償問題ニ關シテ  
 其ノ責任者ヲモ處罰スベキデアリ又賠償問題ニ關シテ  
 其ノ責任者ヲモ處罰スベキデアリ又賠償問題ニ關シテ  
 其ノ責任者ヲモ處罰スベキデアリ又賠償問題ニ關シテ

昭和三三・四・一 審議室

阿波丸賠償問題経緯

事件

昭和三三・四・一 審議室

0028

0028

米國政府より當時我が権力下に在る東亞諸地域の聯合  
 國側信厚及び留者に対し救恤品を送付したる日再三申入が  
 あり一九四四年十月我が方は本國より極東ノ聯領に輸送し  
 たる約二千餘噸の救恤品を引取りこれを内地朝鮮滿洲及び  
 中華民国方面に輸送した後残り約八百噸を南方諸地域に  
 送り居阿波丸を利用し阿波丸は聯合國側の命令を拒絶し  
 得し以上(別紙第一号参照)一九四五年二月二十七日門司を出帆  
 南方諸地域に航行し三月十八日シンガポールより帰途に就した  
 然し同船は四月一日以後消息を絶ち百方捜索に努め左如判  
 明し居あつたを日本政府は四月十日露西國政府を通過し本國

昭和三三・四・一 審議室

阿波丸賠償問題経緯

事件

昭和三三・四・一 審議室

0028

### 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0456

0028

政府に対し同船の消息に關し何等の情報を得る場合は通報せ  
らるべき旨を要請して置くと云う(別紙第一号参照)。十二日に至り  
米國政府はラシオを以て一潜水艦が四月一日夜阿波丸を撃沈せし  
事を知りたることを公表した。そこで我方は即日瑞西國政府を  
通知し、その詳細な撃沈の模様を通報し、  
海軍要請した(別紙第一号参照)。

在、我方の照會に対する回答としてには、米國政府は瑞西國  
政府を通じて阿波丸撃沈に關する四月十日附情報(我方接受四月  
十八日)を送つて来た(別紙第四号参照)。即ち四月一日深夜阿  
波丸の予定航海位置より約四十哩離れた場所にて潜水艦に依り撃  
沈せし船があり、一名の生存者(同船が阿波丸であること)が沈没  
した(同船が沈没した)同、本國政府はこの事件の発生を深く遺憾  
とする旨、但しこの事實は未だ不確定であり、又阿波丸に相違なし

0029

外務省

この基本的責任の問題は未だ決定をなした譯もなく、本國政府  
は日本政府に対し同事件の調査が目前、誠意に進行中であることを  
確言すると申越した。

本に對し我方は四月二十六日附を以て阿波丸は本國政府の要  
望に基き、然も守導券の下に航行せしめられたものであること、所定の  
照明を點じ予定通りの位置に在ること明瞭に、撃沈の責任は  
全く本國側に在ることを述べ、更に嚴重に抗議した(別紙第五号参照)。  
其の後米國政府は五月四日附を以て阿波丸の生存者は下田勘  
太郎(阿波丸給仕)唯一名の無事がアム島に在ること及び、該  
潜水艦長は軍法會議の裁判に附せらるべきことを通報し、未だ  
(別紙第六号参照)。我方は五月十六日附を以て、本國政府の陳  
謝(責任者の處罰)及び其の通報(米船者、船舶及び載貨の損  
害)に對する賠償義務の受諾を要した(別紙第七号参照)。

0030

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0456

0021

米國政府は前記四月二十六日附我軍抗議に対し、五月十八日附(我方接受五月二十九日)を以て大要たる如き回答を寄せて来た(別紙第八号参照)。

本事件の實情は未だ決定され居る。的確な情報を集める為目下調査続行中であり、甚だ的責任問題を決定する為を(本國)海軍省は軍法會議に於て裁判せよと命令を受けた。従つて米國政府は責任問題の法的決定を見る以前に於て事件の責任が當然米國政府に在りとする日本政府の批判に承服出来ず、米國政府は同船を故意に且計画的に撃沈せしめんとする日本政府の論難を絶対に否認する。米國政府は調査と軍法會議の結果として示さるべき正當なる所に従つて公正な措置を採るべし。

官吏を含む多数の日本國民が危険地域より脱出する方法

外務省

0032

として同船を利用した二つの点を以つて多少の問題がある。雖も、米國政府は多数人命の喪失したことに遺憾を感ずる。米國政府は更に我方の五月十六日附要求に対し、七月五日附を以て大要たる通り回答して来た(別紙第九号参照)。

米國政府は既に四月十日附及び五月十八日附の通牒で本事件の發生及び人命の喪失に關し公式に深甚なる遺憾の意を表明した。

本事件の公式調査は完了した。同船は夜霧中を進行して居るに、指定の照明を表示して居ること、又予定航路より約八哩高航し、予定位置より約三十二哩前進して居ること、不明な点が多。然しこの予定との相異は無理とは思はず。攻撃は自撃に依らぬ方法で行はれ、若し該潜水艦の指揮

外務省

0031



官は攻撃の前後に阿波丸を自撃した。これは攻撃の故意且許画的であつた。非難を否定するものがあるが、阿波丸が在場券に因する取極の條件に準據して居ると認めらるる以上、確認の責任は同潜水艦長に在り、同艦長が右確認を爲つたことに鑑み、米國政府は阿波丸撃沈の責任を認める。又該潜水艦長に対しては懲戒處分手續中である。

③賠償問題は其の複雑性に鑑み戦争中は満足に解決出来ぬやうに戦争終了迄延期することを提議する。米國政府は其の時賠償に關する一切の問題を商議する用意ありと、且又全く公平な態度で其の時の政治情勢に關係なく、其の處理に當るべきことを日本政府に確言する。

④本に於て日本政府は八月十日附を以て、該潜水艦長は其の指揮官監督に當つた一切の關係責任を嚴罰すべきである。

外務省

0033

べきであり、又賠償問題に關しては、戦争状態存在に拘らず賠償を清算せしむるの见解を申入ると共に、具体的損害賠償要求を提出した(別紙第十号参照)。要求の内訳は次の通りである。

①乗船者二〇〇名の人命喪失に対する損害賠償  
一九六、二五〇、〇〇〇円

②生存者下田勘太郎の家族に支拂ふべき手続料  
一六〇、〇〇〇円

③戴負九八二號の喪失に対する損害賠償  
三〇、三七〇、〇〇〇円

④父船獲得時迄阿波丸の希望利益額支拂  
同利益月額約二十万円として取りあえず四月より七月迄の四ヶ月分  
八〇〇、〇〇〇円

外務省

0034

RB'-0456

0023

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

以上金額合計二七、三六六、〇〇円を日本政府の選擇に依り金又は金に兌換し得る外貨の支拂はれらる。

(2) 阿波丸喪失に對しての代船提供

以上は終戦時迄の経緯であるが、其の後は如何なる問題が急速に解決されることを希望し、十月十九日附を以て在任に關する日本間の往復文書を一括聯合國最高司令部に送付して斡旋を求めた。米國側は翌一九四六年二月十二日生存部下田勤太郎を空路送還した。又我方の要求に對する回答は、同年五月二十八日口頭を以て、又十二月十四日文書を以て督促した。同(別紙第十一号参照)。一九四七年二月十七日附最高司令部覺書を通じて日本政府の賠償要求を考慮するに先立ち承知したいとの趣で、たのしみ項目に亘る資料

外務省

0035

を要するに未だ(別紙第十一号参照)。

一 沈没時に於ける阿波丸の推定價格及び同價格決定の基礎

- (一) 載貨に關する要求決定の基礎、即ち價格及び明細
- (二) 四階級に分けられた乗客の明細、乗組員の數及び階級
- (三) 当該航海に關する船主との協約、希望利益喪失に對する要求の基礎、沈没前數ヶ月間に於ける同船の實際の利益に關する情報

そこで我方は五月二十六日附を以て右照會事項に關する資料を提出すると共に、一阿波丸喪失に對しては依然代船を希望する旨、二金銭賠償に關しては米貨に依る支拂を希望し、換算率に關しては沈没時に於ける瑞西法對日本内の公定相場が一〇〇対九八・九〇なることを考慮されたいと申入れた(別紙第十三号参照)。

以上が阿波丸事件賠償問題の経緯である。今日迄の経緯は、本件は猶懸案である。

0036

RB'-0456

0024

年月日	摘要
二〇・四・一〇	○日米政府の米米政府宛通牒(瑞西政府経由) 四月一日以後消息を絶つた阿波丸に関する阿波丸の消息が得られぬ場合は直ちに通報ありたい旨を要請した。(別紙A第2号)
二〇・四・二二	○米國政府筋のラジオ放送 一米米潜水艦が四月一日夜半阿波丸らしき船を撃沈したこと を公表した。(別紙A第3号)
	○日米政府の米米政府宛通牒(瑞西政府経由) 右ラジオ放送に基き、取りあえず撃沈當時の詳細を模様に通報ある様要請した。(別紙A第3号)
二〇・四・二八	○米國政府の日米政府宛四月十日附通牒(瑞西政府経由) 四月十日深更阿波丸の予定航路位置より約四十哩離れた所に潜水艦の打ち撃沈した船があり、一名の生存者は同船に阿波丸であることを見出された。これは間違ないとするが、この事件、

外務省

0038

年月日	摘要
二〇・二・二三	○米國政府の日米政府宛通牒(瑞西政府経由)「安海(接受)券確認」 米米政府は連合國政府の為に於て救恤品輸送船阿波丸に対する安海券を確保した。條件一、阿波丸航路及び阿波丸に違反しないこと。二、阿波丸の特別標識を施し夜間これを電飾すること。三、夜間航海燈を全部照らすこと。四、一航路又は阿波丸に変更を余儀なくされた場合は速かに米米政府に通報すること。(別紙A第4号)
二〇・二・二七	○阿波丸川司出帆
二〇・三・二八	○帰路シンガポール出港
二〇・四・二	○夜半台湾沖で米國潜水艦に依り撃沈

外務省

0037

RB'-0456

0025

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

二〇・四・二六	○日本政府の米玉政府宛通牒(滿西政府宛由)―抗議 阿波丸は米玉政府の要請に基づき、しかも軍艦隊の下に航行 せしめられたものであること、此等の照会を拒むべきは通牒の位置に あり、こと以上の撃沈の責任は米玉側に在ることを述べて 抗議した。(別紙A第5号)
二〇・五・四 (附)	○米玉政府の日本政府宛通牒(滿西政府宛由) 生存者は唯一名も無き、カム島に在ること、を該潜水艦 長は軍法會議の裁判に附せらるべきことを通報した。(別紙A第6号)
二〇・五・一六	○日本政府の米玉政府宛通牒(滿西政府宛由)―原 則的要件―

外務省

0039

二〇・五・二九 (接見)	○米玉政府の日本政府宛五月十八日附通牒(滿西政府宛由)―四月二十六日附抗議に対する回答― 一、女子隊の調査は常にお続行中であり、基本的責任の所在を 決定し、中々責任を当然米玉政府に在るといふ日本政府の批 判には承服出来ず、二、官史を含む多数の日本人が危険地 域から脱出する方法として阿波丸を利用したことの是非について 少の問題がある、雖も多数人命の喪失したことをいふこと 意を表すると共に遭難に対する同情の意を表す、と申 した。(別紙A第8号)
二〇・七・五 (附)	○米玉政府の日本政府宛通牒(滿西政府宛由)―五月十

外務省

0040

RB'-0456



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

二〇・一一・一九	○司令部に対し輸送依頼	白米西武政府同の依頼文書(の字)を(括弧)に輸送を依頼した。(別紙A第12号)	○生存者下田勘太郎空路帰還	二一・五・二八	○管内総連管理部長司令部外交局に対し口頭監督
	○司令部に対し輸送依頼	白米西武政府同の依頼文書(の字)を(括弧)に輸送を依頼した。(別紙A第12号)	○生存者下田勘太郎空路帰還		
	○司令部に対し輸送依頼	白米西武政府同の依頼文書(の字)を(括弧)に輸送を依頼した。(別紙A第12号)	○生存者下田勘太郎空路帰還		
	○司令部に対し輸送依頼	白米西武政府同の依頼文書(の字)を(括弧)に輸送を依頼した。(別紙A第12号)	○生存者下田勘太郎空路帰還		
	○司令部に対し輸送依頼	白米西武政府同の依頼文書(の字)を(括弧)に輸送を依頼した。(別紙A第12号)	○生存者下田勘太郎空路帰還		
	○司令部に対し輸送依頼	白米西武政府同の依頼文書(の字)を(括弧)に輸送を依頼した。(別紙A第12号)	○生存者下田勘太郎空路帰還		
	○司令部に対し輸送依頼	白米西武政府同の依頼文書(の字)を(括弧)に輸送を依頼した。(別紙A第12号)	○生存者下田勘太郎空路帰還		
	○司令部に対し輸送依頼	白米西武政府同の依頼文書(の字)を(括弧)に輸送を依頼した。(別紙A第12号)	○生存者下田勘太郎空路帰還		
	○司令部に対し輸送依頼	白米西武政府同の依頼文書(の字)を(括弧)に輸送を依頼した。(別紙A第12号)	○生存者下田勘太郎空路帰還		
	○司令部に対し輸送依頼	白米西武政府同の依頼文書(の字)を(括弧)に輸送を依頼した。(別紙A第12号)	○生存者下田勘太郎空路帰還		

0042

二〇・八・一〇	○日米政府の米西政府宛通牒(陽西政府呈由)	(附)	○潜水艦長の父を階級(少将)の通教(上)官責任者の処罰(生存者の速時送還(賠償の速時実施)等を要求する旨の見解を申入れた。(別紙A第10号)	○具作の賠償要求
	○日米政府の米西政府宛通牒(陽西政府呈由)	(附)	○潜水艦長の父を階級(少将)の通教(上)官責任者の処罰(生存者の速時送還(賠償の速時実施)等を要求する旨の見解を申入れた。(別紙A第10号)	○具作の賠償要求
	○日米政府の米西政府宛通牒(陽西政府呈由)	(附)	○潜水艦長の父を階級(少将)の通教(上)官責任者の処罰(生存者の速時送還(賠償の速時実施)等を要求する旨の見解を申入れた。(別紙A第10号)	○具作の賠償要求
	○日米政府の米西政府宛通牒(陽西政府呈由)	(附)	○潜水艦長の父を階級(少将)の通教(上)官責任者の処罰(生存者の速時送還(賠償の速時実施)等を要求する旨の見解を申入れた。(別紙A第10号)	○具作の賠償要求
	○日米政府の米西政府宛通牒(陽西政府呈由)	(附)	○潜水艦長の父を階級(少将)の通教(上)官責任者の処罰(生存者の速時送還(賠償の速時実施)等を要求する旨の見解を申入れた。(別紙A第10号)	○具作の賠償要求
	○日米政府の米西政府宛通牒(陽西政府呈由)	(附)	○潜水艦長の父を階級(少将)の通教(上)官責任者の処罰(生存者の速時送還(賠償の速時実施)等を要求する旨の見解を申入れた。(別紙A第10号)	○具作の賠償要求
	○日米政府の米西政府宛通牒(陽西政府呈由)	(附)	○潜水艦長の父を階級(少将)の通教(上)官責任者の処罰(生存者の速時送還(賠償の速時実施)等を要求する旨の見解を申入れた。(別紙A第10号)	○具作の賠償要求
	○日米政府の米西政府宛通牒(陽西政府呈由)	(附)	○潜水艦長の父を階級(少将)の通教(上)官責任者の処罰(生存者の速時送還(賠償の速時実施)等を要求する旨の見解を申入れた。(別紙A第10号)	○具作の賠償要求
	○日米政府の米西政府宛通牒(陽西政府呈由)	(附)	○潜水艦長の父を階級(少将)の通教(上)官責任者の処罰(生存者の速時送還(賠償の速時実施)等を要求する旨の見解を申入れた。(別紙A第10号)	○具作の賠償要求
	○日米政府の米西政府宛通牒(陽西政府呈由)	(附)	○潜水艦長の父を階級(少将)の通教(上)官責任者の処罰(生存者の速時送還(賠償の速時実施)等を要求する旨の見解を申入れた。(別紙A第10号)	○具作の賠償要求

外務省

0041

RB'-0456



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

三三・二・二四	○司令部に對し文書に督促 促
三三・二・二七	○司令部の日本政府宛電書——資料を要求 日本政府の賠償要求を考慮するに先だち國務省はたの諸項目に對し資料を要求し、その旨申渡した。 阿波丸の沈没時船價の載り方の詳細、乗船者の詳細、船主と政府との間の協約、其の他。(別紙A第14号) ○日本政府の司令部宛電書——資料提出 前記照會事項に關する資料を提出すると共に阿波丸喪失については依然代船を希望すること、金銭賠償

外務省

0043

三三・四・二二	○シールドト外務局長若田外務大臣を来訪(コッパル氏、吉澤次官同席)——請ね権放棄を提議 阿波丸賠償問題解決に關する米國側提案を、占領地米進展したる態度に鑑み日本側から條件清和権を自發的に放棄することを見せ、右を書きものとして協定文及び附屬文の草案と共に大臣に手交した。(別紙B第1号)
三三・六・二一	○吉澤次官シールドト氏を往訪(コッパル氏同席)——時期第三條行政取扱法迄の問題

外務省

0044

RB'-0456



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

日東側は米國政府申入の趣旨に異議は無く、協定締結  
 の手續、時期等については種々検討中であるが、目下の方針と  
 しては国会との関係も考慮して今會期終了と待つて協議  
 に提す、その承認を得た上で調印し、次の會期早々國會  
 に提す、承認を求め、承認すること、協定書文第三條の  
 遣放及び船主に対する待遇問題は充分研究を要すると思  
 へるのに対し、先方は後者については今後協議に推すべく、  
 又案件協定は日中協定第七十三條の「條約」に該定  
 せず、エキセキエイグ・アクリメントありとの見解を表明  
 してお、案件は出来るだけ早く締結せよ、ことか所要ありと  
 繰返した。 (別紙B第2号)

〇 朝海総務局長コッパイル氏を往訪し、國會の承認問  
 題

外務省

0045

故清金支給に關する協定書文第三條については修訂を  
 留保する旨、國會申入については事前はその承認を求め  
 るか、或いは事後にするかの問題があるが、最近總理は  
 事前にこれを打ち合ひの意向に依り、その旨を述べたのに対し、  
 コッパイル氏は「ホルト氏の意見は事後承認を定むること  
 のことあり、近く正式にDSなりとの趣旨の意思表示が  
 方と思われ」と述べた。(別紙B第3号)

〇 朝海総務局長コッパイル氏と電話連絡  
 コッパイル氏は時期については米國側として出来るだけ早  
 きを希望する述べた。(別紙B第4号)

外務省

0046

〇 朝海総務局長コッパイル氏を往訪(フィン氏同席)一時  
 期の内容

昨日の電話の意味をたづねたりはなし、コッパイル氏は時

RB'-0456

0029

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

期は上司同の決定に委ね自ら達は少くとも事務的に速に準備し、こぼすまいと懸念があると答へ、又交渉協定は事前に議會に提出する必要がある行政取極であることを主張した。(別紙B第5号)

○松井総務局長大藏省主計局事務第一部長を佐務一第3條の問題  
 同僚は、  
 松井金説「ソソは今直に結海は去るべし、ソソ直を認める措置を要するに努力する」とあるが、金説決定と切離し取極を認むことは異なるから、(一)第3條は「事件の特殊性に鑑み懸念する」との字句を挿入して實質にたいどの見解を述べた。(別紙B第6号)

○朝海総務局長フィンクを佐務(フィンク同席)一第3條の経過を説明し、又第3條の修正について討議した。

外務省

0047

(別紙B第7号)

○朝海総務局長シールト文を佐務(フィンク同席)一第3條、附属文、行政取極の問題  
 第3條に特殊性を云々した点について説明したが、シールト文はSCAPの圧力に依る始り印象を要すると述べて、結局かかる印象を與えぬ様にして第3條を存置することについて同意を求め、諒解を得た。附属文の形式についても論議し、又先方は行政取極とすることを主張し、この点については今後総理に話すか、或は総理と自分から元帥の許へ論議し、決めるか、と述べた。(別紙B第8号)

○上野次官及び朝海総務局長シールト文を佐務(フィンク同席)一附属文の体裁、行政取極の問題  
 協定本文は請ね権を放棄する趣旨だけを盛りこす

外務省

0048

RB'-0456

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

0030



三三・八・二四	○マツカサ、ニールト、若田會談—行政取極の向 題— ニールト父の事件協定は停約のなく行政取極のありと 解散する旨を述べたのに対し、若田大臣は停約のなきこと は、これは米玉の立場よりこれを承認するが、實際問題と してこれを国会に附議する方が反対論を少くすると考える旨 を述べ、又ニールト父の厄向に対し、懸念金に關する法律 案と事件協定とは別個のものがあるから外務大臣と一々協 定を締結する責任をとる旨を答えた。総局協定を日 本側から提議するに先が、衆参両院議長、外務委員 長、予算委員長、社会、自由、協同各党首班の意見
---------	--

外務省

0050

三三・七・三〇	○北原中務省長ニル父を往訪 累名の刑罰案はフリン打合せた。(別紙B第10号)
三三・八・三	○吉沢外官及び朝海總務局長ニールト父を往訪(コ ーデル、フィン西父同席)—行政取極の内題— 先方より総理の元帥訪問につき會同があり、又事件 の行政取極たるの性格が強調された。協定に施すべき ニールト父も話合った。(別紙B第11号)
三三・八・二二	○朝海總務局長コーデル父を往訪—マ元帥訪問の件 総理がマ元帥と會見の際提議するべき書類(総務及

外務省

0049

RB'-0456

0031

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

二三・一一・一一	○大野総務局長（シムラト氏）を佐訪一延期の件一
二三・一一・一一	衆議院に於ける政治情勢に鑑み、吉田総理は阿波丸
二三・一一・一一	問題処理のためのアクションは、二三日延期するに決したと述
二三・一一・一一	住訪（シムラト氏）同席一国会の承認問題 其他一
二三・一一・一一	既準備の出来た書類を提出し、二三字句の修正と受
二三・一一・一一	けた。シムラト氏は交渉協定を調印の前又は後に国会に
二三・一一・一一	提出し承認を仰ぐ問題については、以前より交渉の承認
二三・一一・一一	は遅く、事後の承認も出来る限り省署する様、取付われ
二三・一一・一一	れば如何とば（なんば）し、目下種々研究中心あるか、事後に
二三・一一・一一	承認をおめえ、この場合は従って已むを得ない旨、又その
二三・一一・一一	場合にも委員会を省署し、直ちに本会議に上程出来る
二三・一一・一一	様、努力する積りであると念えた。調印、発表、シムラト氏
二三・一一・一一	は口づきも話合った。（別紙第15号）

外務省

0052

二三・九・七	○吉沢次官（シムラト氏）を佐訪一延期の件一
二三・九・七	見を初め、国会に附議するの否かを決めたいと述べ、元師に
二三・九・七	に対し賛意を表した。（別紙第13号）
二三・九・一四	○吉沢次官（シムラト氏）を佐訪一延期の件一
二三・九・一四	去る七日會議の次第は十三日總理に傳えたが、（衆議院西
二三・九・一四	院に同時に提出する）とは技術的にも不可能であること、（西
二三・九・一四	院提出、西院議長等合同、國會上程も同日中に取り運ぶ
二三・九・一四	事は余り大急ぎで賛成し得ないとの總理の意見を傳えた
二三・九・一四	と云う、シムラト氏は承認した。（別紙第14号）
二三・一一・八	○大野総務局長（下田信約澤長帶同）（シムラト氏）
二三・一一・八	（二）國內因更迭、吉田總理は組閣直後マクアーサー
二三・一一・八	元帥及びシムラト氏と外交局長と會議、交渉協定締結に
二三・一一・八	関する諸条件を、國側の申出も考慮して交渉する（別紙第15号）

外務省

0051

RB'-0456



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

三三・三・一  
 ○大野総務局長シムボルト氏と會談—行政取極り同  
 題—  
 シムボルト氏は、外務省としては本國式のエキゼキューティブ・  
 アグリメントを締結し得る様出来る限り広く行政部の  
 権限を確保—と置くことが得策であろうと述べたのに対し、  
 大野局長は外務省としては同感であり、その線に沿って  
 或いは運ばざるかも知れぬが、その場合は協定の内容及び附  
 属の了解事項を決議案で全幅的にカバーする。條措  
 置する必要のあることと思われ、又その後報告の件も  
 決議案中に盛り込む必要があるかも知れぬ旨を述べた。  
 これに対しシムボルト氏は賛意を表した。(別紙第 20 号)

外務省

0054

三三・三・二  
 ○大野総務局長シムボルト氏を往訪—延期の件—  
 通帯國會に於ても未だ案件処理の機運が熟さぬこと  
 を以て、三三・三・一を延期とす。(別紙第 18 号)  
 三三・三・三  
 ○大野総務局長シムボルト氏を往訪—國會の承認  
 問題—  
 シムボルト氏は、本國側が案件を條約としてなく行政取  
 極りと取扱う方針に違ひないが、日本側は國會が政府に  
 協定締結の権限を與える旨の決議を採択したならば、  
 三三・三・四  
 ○大野総務局長シムボルト氏を往訪—延期の件—  
 三三・三・五  
 ○大野総務局長シムボルト氏を往訪—延期の件—  
 三三・三・六  
 ○大野総務局長シムボルト氏を往訪—延期の件—  
 衆議院に於ける情勢に鑑み、案件は総選挙後與黨  
 が絶対多数を占め、上野、末國會に於て処理する外を以  
 て、三三・三・七を延期とす。(別紙第 17 号)

外務省

0053

RB'-0456



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

二四・三二四

○大野総務局長（ポルトガル）を往訪し、國會に於ける  
処理方式—

阿波丸問題処理予定表を平交し、決議案中に協定の  
内容等々を平交せしむる事項を盛り込んじ、その限りに於  
て政府の善処方を委任せしむる形式をとり、協定署名後  
は決議の趣旨に則り、協定が締結されたことを本會議  
に報告せしむるに止める方式を採りたい意向である旨を説明  
し、了解を得た。なおポルトガルはG.S.の予し前報  
甚だ、外部に漏洩することを慮り、場合に依つては不用  
であることについてマ元帥の了解を取り付け済であること  
を述べた。（別紙第21号）

○大野総務局長佐藤参議院外務委員長と會  
談—盡力依頼—

外務省

0055

二四・三二五

阿波丸問題の経緯を説明し、何分の盡力を要請した。  
（別紙第21号）

○大野総務局長帯原衆議院議長と會談（西村條  
約局長同席）—盡力依頼、処理方式—

本件が今國會に取扱われる場合の協力を依頼すると共に  
手續として協定内容を網羅した決議案を兩院の外務委員  
員会に作り、本會議に於て採択された上は、政府に協定締  
結の授權があるものこと取扱へ、署名後これを報告するに止  
める方式についての意見を求めた。これに対し同議長は外務委  
員会も省略して議院運営委員会だけで話を決め、本會  
議に上程する方式も考えられ、いづれも大野総務局長も加  
えて相談してみたいと述べた。（別紙第21号）

○大野総務局長松平参議院議長と會談（西村條

外務省

0056

RB'-0456

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0034

二四・三・三〇

○大田次官、民自党幹部と會談(出席者、広川、植原、大野、益谷、星島、岡東、橋本、近藤)―決議案の上程方法―

事件の経緯を説明した上、阿波丸遭難者遺族に対しての意見舞臺を支持する場合、他の被災者等も同じ事情を拂ひ込んで民自党として固るから、互内の措置とどう採ることか成るべく、大田次官の意見書に支取

外務省

0058

二四・三・二七

○大田次官、西院議長、外務委員長と會談―決議案の上程方法―

幣原外務院議長は、決議案は政府提出の議案と見做すこととし、外務委員会に付、外務委員会は、議案の可否を決めるの補助道であると思ふと述べた。西院議長は、国会の自發的措置という形を採るにせよ、政府提出の上程方法―

約局長同席)―盡力依頼、処理方式―

事件処理に關し、何分の盡力を要清すると共に従来の経緯を説明した。同議長は、事件は政府の問題であるから、政府が責任を以て交渉を纏め協定を結ぶに後、国会の承認を求めると言う方式が常道であると思ふが、西院議長は、外務委員長も他極く少数の者の間で打合せたいと述べた。(別紙)第一ノ

外務省

0057

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RB'-0456

0035

的であり。又石川幹事長は、民自党の決議案と一  
 等な本会議に上程する方がよいと思ふから直接  
 総理に話して決めると思ふ。本議はこれに就き、民自党  
 単独決議案とするよりも各派共同の議案とする方が  
 望ましいと意見を述べた。(別紙乙第2号)  
 ○民主党吉田、北村両氏、大田次官を来訪  
 その旨向に應じて大田次官より従来の経緯を復して  
 た。(別紙乙第2号)  
 ○大田次官吉田総理を往訪—決議案の上程方法—  
 総理より河津丸問題は民自党の決議案として出さ  
 ず、衆文は外務省に準備し、シーボルト父とも連絡する  
 こと、又各派及び参議院に対する工作は石川幹事長  
 に善処させること、か圖をもちろんと述べた。両氏儀

外務省

長究の書簡を托された。(別紙乙第2号)  
 ○大田次官松平参議院議長を往訪  
 その後の経過を述べたところ、同議長は録風会の開  
 演その他を考慮して慎重を期し未だ誰れも話さ  
 ない旨述べた。(別紙乙第2号)  
 ○大田次官菅原衆議院議長を往訪—時期—  
 同議長は既に二十九日夕方、大養、吉田、北村、佐  
 竹の諸氏に話したところ、ソツルも賛成したので四月四日に平  
 定される総理の施政方針演説の後外務委員会を起  
 こす本会議に上程したいと述べた。(別紙乙第2号)  
 ○大田次官石川民自党幹事長を往訪—決議案の上程  
 の時期—  
 同幹事長は総理とも相談した結果明日正午後の衆

外務省

RB'-0456

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0036

議院中會議に上程することと述べ、松島参議院副議長を呼んで、参議院と本朝を合わせ参議院でも二日の本會議に上程出来る程努力を盡したと連絡した。本官はその際、民自党のありさまを民主、社会界の多くを動かした参議院と一貫して一日も要望した。(別紙C第2号)

○太田次官シムボルト氏を往訪し決議案上程の時期について連絡し、

外務省制作の決議案を渡して了解をとり付け、更に従来の経緯を傳へると共に、本決議案は明日二日の両院本會議に上程することになったが、参議院の力は、或いは四日(月曜)に延期されるかも知れないと述べた。(別紙C第2号)

(別紙C第2号)

外務省

0061

○太田次官両院外務委員長、両院副議長、松平参議院議長と會談し上程時期の問題し

参議院の事情に鑑み四月二日の採決は困難と見られるに至る。(別紙C第2号第13項)

○太田次官シムボルト氏と電話連絡し延期の件し

岡崎外務委員長に連絡した結果決議案の採決は四月六日に延期される模様にあることを確かめたので、その旨シムボルト氏に通報した。(別紙C第2号第14項)

○参議院外務委員会打合せし決議案上程手続し(別紙C第2号)

○阿部九郎氏に其の日本國の清化権の放棄に関する決議案「参議院運営委員会附議(通過)(別紙D第2号)」

○同決議案参議院運営委員会に附議(通過)(別紙D第3号)

3号)

外務省

0062

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0456

0037

の事であることと述べてのに対し、シムボルト氏は自らあつても  
 外務大臣宛に返簡をなさず、双方の書翰を同時に発表  
 表示(きき)も提議、大野局長にこれを承知した。なお先方  
 は協定の締結を四月十四日に行う(きき)も提議(後刻  
 大臣に連絡の結果同日午前十一時に決定)、公表は種  
 々の事情を鑑み或る時期まで待つことに了解が成立し  
 た。(別紙第 7 号)

○吉田外務大臣発シムボルト対日関係米英政治顧問宛  
 書翰(四月六日附)——開會の決議に付して通報——

四月六日の開會の決議は、これを西院の発意に基き  
 國民の意思の表明として採択されたことを通報すること共に、  
 これを米國政府及び米國民に傳達する依頼した。(決議  
 文は既に昨六日送付済)(別紙第 8 号)

外務省

0064

二四・四・七

○同決議案が衆議院本會議に上程可決(別紙第 4 号)

○同決議案が参議院本會議に上程可決(別紙第 5 号)

○外務省係留者シムボルト対日関係米英政治顧問  
 に対し  
 取りあえず決議文の字及び西院に發生する事件關  
 係議事内容及び本會議の模様、概略を記した報  
 告を手交した。(別紙第 6 号及び 6 号)

○大野總務局長シムボルト氏を往訪——外務大臣專員  
 兼協定調印期日の調整——

總理からの傳言によると、東京中にも外務大臣からの外交  
 公文(四月六日附)を以て今由の日本側の措置に關し通報

外務省

0063

RB'-0456



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



二四・四・一八  
 ○シエールト対日関係米國政治顧問発吉田外務大臣  
 宛書翰一返函一  
 前記吉田外務大臣の書翰の受信を確認し、日本國  
 民の意思が國會の代表者を通じて表明されたことは多  
 大りて此を以て敬承する次第であり、直ちに本島政府に  
 通報したことを述べらる。 (別紙ノ第 9 号)  
 二四・四・二二  
 ○司令部外交局長宛宛在記書類を送付  
 一、阿波丸問題に関する両院在會談より録全文  
 (松井總務課長発ツヰル氏宛) (別紙ノ第 10  
 号)  
 二、阿波丸積載佛國及び瑞西國貨物に関する外務  
 省の見解 (対日関係米國政治顧問發所宛  
 口上書) (別紙ノ第 11 号)

外務省

二四・四・二四  
 ○阿波丸積載の処理のための日米國政府及び米國  
 政府間の協定「綱印」  
 十年前十一時、連合軍司令部マクラーサー元帥室  
 に於て、出席者(日米側)吉田外務大臣、陸員大野  
 總務局長(米國側)シエールト対日関係米國政治顧問  
 随員ツヰル氏、(司令部)マクラーサー元帥 (別紙  
 ノ第 12 号)  
 ○対日関係米國政治顧問發所發外務省宛口上  
 書一第三國貨物の問題一  
 前記第三國関係貨物は関係國政府と米國政府と  
 の間の問題であることを確認した。 (別紙ノ第 13  
 号)  
 二四・四・二二  
 ○司令部外交局長宛宛在記書類を送付(大野總務局長

外務省

RB'-0456



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

								<p>規是する財政法第八條に違反する、四了解する項は國が 債務を負擔するに於て國會の議決を要することとする憲法第二 八十五條に違反する、と批難した。(別紙ノ第17号)</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	---

外務省

32

0068

								<p>カリシールホルト文宛) 14号)</p>
<p>三、四國の債務を放棄するに法律に依ることを要する旨を</p>	<p>権限が無くして無効である。(2)憲法第七十三條違反であ</p>	<p>○衆議院本會議に於ける共產党側の質疑</p>	<p>全文を公表した旨を通報した。(別紙ノ第16号)</p>	<p>三時半協定締結に關する外務省発表及び協定</p>	<p>協定本文の概要を報告した旨、又外務省においで午後</p>	<p>女二十六日西院本會議に於ける吉田外務大臣及び</p>	<p>同院書簡一公表を通報し</p>	
								<p>14号)</p>

外務省

31

0067

RB'-0456



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

解除  
第13回公開

極秘

阿波丸請求権放棄に関する日米協定付属了解事項の経緯に関する件

2/3

昭34/1.4 条規

1. 記録に徴するに、占領中の日本政府に対する米国政府よりの援助が、日本国が米国政府に対して負っている有効な債務であることを最初に明らかにした正式文書は、昭和23年4月22日、SOA Pシーボルト外交局長より芦田外相に手交した阿波丸請求権放棄を「勧告した」米側ノートである。

同ノート受領に至るまでの間、日本政府は、終戦后総司令部に対して阿波丸請求権処理促進方文書において米国政府より日本政府にあってられた(スイス政府経由)昭和20年7月5日付ノートが「米国政府は〔戦争終了后本件〕賠償に関する一切の問題を商議する用意あり、且つ全く公平なる態度をもつてその時における政治情勢に関係なくこれを処理すべきことを日本政府に確言す」と述べている個

外務省

0069

所を引用して、阿波丸請求権が米国側の対日賠償その他の請求権とは全然別個に処理せらるべきものとの態度をとつた。(昭和21年12月14日付終戦連絡中央事務局発連合軍最高司令部あて公信)

2. 前記シーボルト・ノートは、阿波丸請求権放棄を日本政府に「勧告」したものであるが実際の処理に当つては、つねに日本側が自発的且つ一方的に請求権を放棄したという体裁を要求されており、実際にも、政府部内、国会方面よりの相当な反対があつたにも不拘昭和24年4月14日に調印された阿波丸請求権放棄日米協定においても、日本側の一方的且つ無条件放棄をうたつているが、少なくとも阿波丸請求権放棄のイニシアティブが当初アメリカ側よりなされたことは事実である。

3. シーボルト・ノートは、阿波丸沈没に関する米側の責任を認めつつも、占領中に日本側と与えられた援助から生じた equity の原則に

外務省

0070

RB'-0456

0041

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

3  
おいて、阿波丸請求権の放棄を「勧告」して  
いる。同ノートは、対日援助の内容として

(1) 降伏当時の旧日本軍物資返還  
10億ドル以上

(陸戦法規上日本はその全ての戦争資材  
引渡義務がある)

(2) 占領目的に基く日本側諸施設改善建設に  
使用された米側資財

1億ドル以上

(3) 米国の建設用機械 9800万ドル  
日本側による同機械賃借価格

年1000万ドル

(4) 米国議会が支出を認めた管理救済基金に  
よるもの

輸入食糧等 61700万ドル

米軍余剰食糧放出(これも輸入とみな  
される) 700万ドル

(5) 海外よりの日本人引揚による米国船舶備  
船料 3500万ドル

外務省

0071

4  
(6) 米国余剰物資譲渡 1050万ドル

(7) 米側よりの技術等役務提供  
3000万ドル  
以上

(8) その他

を列举して、その総額20億ドル以上にな  
ると述べ、これに対比すれば阿波丸請求権は  
僅少な額であり「米国政府は未だ曾てこの援  
助の一部をもつて阿波丸賠償要求権と相殺せ  
しめるべきことを特に定めたことはないが、  
それにも不拘戦争終結以来衡平の原則からみ  
れば、事態が一変した」と述べて、米国によ  
る直接間接の財政的援助を阿波丸請求権解決  
の基礎とすることを提案する一方、「すでに  
日本に注入された金銭の支払を要求する権利  
は、占領費として基礎においても、あるいは  
弁済を要する債務としても、もろ論放棄され  
ていない。併しながら、この金銭は、日本の  
諸問題を理解した上、無担保にて、しかも返

外務省

0072

RB'-0456

0042

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

5

済の確実性よりも日本の利益となるべきことに一層の関心を寄せて自発的に立替えられたものである。」 (The right to demand repayment for money already poured into Japan, either on the basis of costs of occupation or as an obligation requiring discharge has, of course, not been surrendered. Nevertheless, this money has been advanced voluntarily with understanding of Japan's problems, without security, and with more concern for eventual benefit to Japan than for the certainty of repayment.)

ことを強調している。

外務省

0073

6

4 シーボルト・ノート付属の日米協定案文は全文5条から成っていたが、これと別個に前記3に引用した米国側援助に関する米側見解を盛つた簡単な下記内容の別文が提案されている。

"The Japanese Government recognizes that occupation costs and loans and credits extended to Japan by the United States are valid debts owed by Japan to the United States, reducible only by the decision of the United States."

5 なお前記シーボルト・ノートに対し、同ノートを受領した芦田外相は、内容検討を約しつつも、「私見によればお申出のとおり取計うことに格別の支障あるべしとも思われず」と述べている。

6 前記シーボルト・ノートによる米国提案によつて、阿波丸請求権問題は従来の日米間の交渉段階から一変して国内措置の問題となつた。しかしながら本件協定はいまだ占領下に

外務省

0074

RB'-0456

0043

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

あるわが国として最初の国際協定であつたため同協定と新憲法の問題、すなわち同協定は新憲法にいう条約として国会の承認を要すという日本側見解と国会における協定審議において予想される困難からこれを米国流の

executive agreement とすべきであるとの

米側（特に司令部外交局）見解の調整をめぐる日米接衝はその後も続行された。

7. 阿波丸協定を条約として国会の承認を得るという方式を by-pass する方法として、協定案文を国会自らの決議案中に盛り込み政府はその内容に従つて協定を結ぶ権限を与えられたとする案は、昭和23年11月8日にいたつてシーボルトから当時の大野総務局長に口頭で伝えられたのが最初であつた模様であり（注、但し右考案は吉田総理によつて最初になされたとの調書（昭24.3/5）もあるが、右調書は時期的にみて昭和23年11月8日の大野シーボルト会談録より正確か否か

外務省

0075

は疑問である）政府はこのシーボルト方式によつてよりやく同協定を締結することを決意したものの如くであるが、付属了解事項である米国の対日請求権の問題に関しては、外務省としては了解事項の内容も右決議案で全面的にカバーされているよう措置することが必要であるとの見解を有していた。（昭和24年3月1日大野局長シーボルト会談録）但し付属了解事項の内容そのもの、すなわち、米国よりの援助が日本政府に対する有効な債務であること自体については米国側に対して日本側より何らの contest がなされていない。

8. その後、前記7による国会決議を先行せしめる方式において、決議案を政府提出議案とするか否かにつき外務省側と国会首脳との間に接衝が行われたが、了解事項の趣旨を国会決議中に盛り込むという外務省案はこの間放棄されたものの如くであり（放棄されるにいた

外務省

0076

RB'-0456

0044

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

つた経緯については記録がない)、昭和24年3月31日吉田総理の命により外務省が作成した決議案中には了解事項の内容は盛り込まれていなかった。

しかしながら、了解事項を国会の決議案中に盛り込まなかった理由はとも角、昭和24年4月6日衆参両院に提出された決議案においては夫々提案理由説明書<sup>による</sup>以外提案理由の説明において

「占領費並びに終戦以来米国政府によつてわが国に供与された借款及び信用は、わが国にとっては債務ではありますが、わが国の経済の復興及び再建にまことに有効なものであります」

(昭和24年4月6日衆院本会議岡  
崎議員)

また

「占領費並びに日本の降伏のときから米国政府によつて日本国に供与せられた借款

外務省

0077

及び信用は、日本国が米国政府に対して負っている有効な債務であることはもちろんではありますが……」

(同日、参院本会議 佐藤(尚)議員)

と述べており、政府としては、これら提案理由に基づき行われた決議は、了解事項をも含ませるものであるとの考え方をとつていた模様である。

2. なお、このようにして協定が成立した後で同年5月17日の衆院本会議において同協定に関し野党の志賀義雄議員が緊急質問を行いその中で(別添議事録抜萃参照)協定の付属了解事項において有効な債務を日本側がみとめる形をとつているがこれは憲法第85条によれば国会の議決を要すべき事項である。それにも拘らず国会の議決を経ずしてこれを国会へ報告しつばなしにしているのは怪しからぬと政府の責任を追求したが、吉田総理大臣はこの質問に対しては「御要望のとおり協約

外務省

0078

RB'-0456

0045

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

の内容ができておるのでありますから特に議会の協賛を経る必要がない。」とのみ返答し了解事項の性格については必ずしも明確な説明を与えていない。

なお、その後今日に至るまで本件付属了解事項に関し国会で質疑或いは説明が行われたことはない。

外務省

0079

(昭和24年5月17日衆議院  
会議録より。)

同日の本会議において野党の志賀義雄議員は緊急質問を行い、阿波丸に関する日米協定の付属了解事項には日本が今日まで受けた信用及び借款は日本国にとつて有効な債務であるとなつてゐるが、若しそうであれば憲法第85条により国会の議決を必要とするにも拘らず政府はその手続をとらず単にこれを国会に報告しただけであると政府の責任を追求した。吉田総理大臣はこの質問に対し正面から解答することを避けたが、志賀議員のこの点に関する再質問に対して、

「....(前略)また了解事項でありましたが、要望と決議とどう違うか知りませんが、しかしながら、御要望のとおり協約の内容ができておるのでありますから、特に議会の協賛を経る必要がない。(発言する者あり)まあ聞きたまえ。一手続を省くために申したのであります。」と説明している。

外務省

0080

RB'-0456

0046

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



阿波丸問題処理に関する  
クロノロジカルな経緯

昭20.2.13 米政府の日本政府宛通牒（スイス政府経由）

一安導券確認

昭20.2.17 阿波丸門司出帆、同3.28シンガポール出港

昭20.4.1 台湾沖で米国潜水艦により撃沈  
この間事実確認についての通牒交換あり、

昭20.4.26 日本政府の米政府へ抗議通牒

20.5.16 重ねて日本政府より米の要求

(1)陳謝 (2)処罰 (3)賠償義務受諾

20.7.5 米政府回答

(1)責任を認む (2)責任者懲戒手続中  
(3)賠償は戦争終了後まで延期提案  
(4)その際米国としてはその時の政治情勢に関連なく賠償問題を商談の用意あり (... U.S. Government will be

外務省

0081

prepared at that time to discuss all phases of indemnity and will approach question with an attitude of complete fairness and without regard to the political situation then existing.)

昭20.8.10 具体的賠償要求

(1)乗船者2003名の人命喪失に対する損害賠償 196,115,000円

(2)生存者の家族に対する手当(4月分) 1,600円

(3)載貨に対する賠償 30,370,000円

(4)阿波丸の希望利益(4%)8,000,000円  
計 227,286,600円

20.11.19 司令部に対し斡旋依頼

22.5.26 日本政府の司令部宛覚書一資料提出

(1)阿波丸喪失について代船希望  
(2)金銭賠償については米貨支払希望(換算率は沈没当時のスイス・フラン対日本円の公定相場考慮希望)

外務省

0082

RB'-0456

0047

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

15

23. 4.22 シーボルト外交局長芦田外相を来訪、請求権放棄を勧告（吉沢次官同席）

- 1. equity の原則により日本側が自発的に請求権放棄提案
- 2. 協定文案
- 3. 附属了解事項案を提出

23. 6.11 吉沢次官シーボルトを往訪  
米政府申入れに異議なく、協定調印の上次期国会提出して承認を求めると回答、「シ」は条約とせず executive agreement とされたい旨強調

23. 7.29 吉沢次官、朝海総務局長シーボルト往訪  
- 附属文の体裁、行政取極の問題 -  
本文は、請求権放棄のみとし、それに関連した事項は念のため別の附属文書で記載することとした。

外務省

0083

16

日本側としてもその方が議会及び一般に対して説明し易いと述べ、「シ」これを了承、但し本協定中に附属文書の在存に言及しないのなら附属文書自体に両責任者の署名を付すことを要求。

23. 8.24 マッカーサー、シーボルト、芦田会談

- 行政取極の問題 -

23. 11. 8 大野総務局長（下田条約課長同席）  
シーボルト訪問

- 国会の承認問題 -

「シ」より協定については事前も事後も国会の承認取付を省略することを希望し、場合によつては、協定案文を国会決議案中に盛り込み政府はその内容に従つて協定を結ぶ権限ある故国会の承認は事前も事後も不要と思うと述ぶ。

外務省

0084

RB'-0456

0048

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

17

24 3 / 大野総務局長シーボルトと会談

「シ」は外務省としては米国式の executive agreement を確保しおくことが得策ならんと述べ大野局長より外務省としては同感なるも、その場合は協定内容のみならず附属了解事項の趣旨も決議案で全幅的にカバーされているよう措置することが必要で、又、「政府は決議の趣旨に従い措置を了したときは国会に報告する」云々も決議案中に盛り込む必要あらんと述べ「シ」も賛意を表す。

24 3/4 大野局長シーボルト会談

－国会における処理方式－

日程案を示し、協定署名後は決議の趣旨に則り、協定が締結されたことを国会に報告する方式につき意見合致

外務省

0085

18

その後、決議案を政府提出議案とするか否かに付外務省と国会首脳部との間に接衝が行われた。）

24 3/7 太田次官、両院議長、外務委員長と会談

－決議案上程方式

幣原衆院議長は、決議案は政府提出議案として先ず運営委員会にかけ、外務委にかけるか否かを定めるのが筋道であると述べたが次官は国会の自発的措置という形をとるため政府提出は避けたいと述ぶ。

24 3.31 太田次官吉田総理を往訪

－決議案上程の方法－

総理より民自党の決議案として出す、案文は外務省で準備し、シーボルトとも連絡する、との趣旨を述べ両院議長あて書簡を託す。

24 4 6 衆参両院において夫々運営委員会

外務省

0086

RB'-0456

0049

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0456

0088

外務省在敵國居留民關係事務室  
今般阿波丸關係事務委員會當省委員民事局長齋藤直一及第二課長市川四郎轉官致シ左記後任者着任致候間爾後引續宜敷御取計相成度此段及申報候也

記  
民事局長 奥野健一  
第二課長 原 增 司

外務省在敵國居留民關係事務室  
鈴木 公 使 殿

阿波丸  
事務

昭和二十年八月二十五日

司法省民事



附議通過、同日兩院本會議において可決成立。

衆 本會議（広川弘禪等7名提出決議案上程）岡崎議員趣旨説明

参 本會議（佐藤尚武外7名提出決議案上程）佐藤議員趣旨説明

（その際、附属了解事項は趣旨説明が提案理由の中で「ガリオア等援助は有効な債務であること勿論であります云々」と触れているのみで、決議案自体には織込まれていない。）

24 4/4 協定調印

外務省

0087

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0050

左記	阿波名乗船者ノ本籍地並ニ留所
左記	氏名並ニ同乗アリ度
板井	貞子 及 其ノ父 文治
中野	愛子
小野	心子
田代	サヲ子

規格-B5 (東東 3.195)

0090

總番第 22975 號		局長 菅野 理之助 郵務局長 第一部長 藤田 龍雄	
昭和 20 年 9 月 1 日 前 20 時 60 分 發		電信課長 發電係	
件名	轉電先	宛	發
阿波名乗船者ノ本籍地並ニ留所	第 108 號	山本 大侯	重光 大臣
		至	
記録件名			

規格-B5 (東東 1209)

0089

RB'-0456

0051

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター


Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

田代サヲ子	ヤ野ムヲ子	ヤ野愛子	板井貞子及其父文治	左記 阿波乃乗船者ノ本籍地ニ留ル 及氏名等ハ同電アリ度シ
-------	-------	------	-----------	---------------------------------

規格-B5 (東東 3495)

0092



總番第	號	局主 長	電 信 課 長
昭和	年 月 日	分發	時 分
件名	轉電先	宛	發
阿波乃乗船者ノ本籍地照會件		山本大使	皇先大臣
		第	號
記錄件名		至急	
		局長	發電係
		課長	
		者	起案
		昭和二十年九月一日	起案

規格-B5 (東東 1209)

0091

RB'-0456

0052

秘

解除  
第13回公開

昭和二〇 五九二二六 略

盤谷 九月五日一七〇〇發  
本省 五日二二〇〇着  
管

重光外務大臣

第一二四號(至急)

(阿波丸遭難者ニ關スル件)

貴電第一〇八號ニ關シ

遭難四家族ノ原籍地ハ左記ノ通りナルカ イタイ 及田代ハ内地ニ留

守宅ヲ有セス

(一)小野アイ子(ヒデジ妻)

原籍、北海道

小野ムツ子(マサジ妻)

原籍、山梨縣

留守宅同

現住所、盤谷市

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0094

(一)イタイサダ子(カスオ妻)

原籍、大分縣

現住所、盤谷市

田代サツ子(ヨシオ妻)

原籍地、福岡縣

現住所、盤谷市

尚遭難ニ關シテハ既に本年四月宮方ヨリ長ノ天ニ關シテ々々内報済

ナリ有知悉

(丁)

外務省

RB'-0456

0053

秘

解除  
第13回公開

中山利雄

昭和二〇 五九二二六 略 盤谷 九月五日一七〇〇 渡 管

重光外務大臣

第一二四號(至急)

(阿波丸遭難者ニ關スル件)

石川總領事

實地第一〇八號ニ關シ

遭難四家族ノ原籍地ハ左記ノ通りナルカ

イタイ 及田代ハ内地ニ留

守宅ヲ有セス

(一)小野アイ子(ヒデジ妻)

原籍、北海道

小野ムツ子(マサジ妻)

原籍、山梨縣

留守宅同

現住所、盤谷市

外務省

0095

2

(一)イタイサダ子(カズオキ妻)

原籍、大分縣

現住所、盤谷市

(二)田代サツ子(ヨシエ妻)

原籍地、福岡縣

現住所、盤谷市

尚遺難ニ關シテハ既に本年四月當方ヨリ具ノ天ニ請フ天々内務省ナリ右為念

(了)

外務省

0096

RB'-0456

0054

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



大日本帝國政府

死亡報告書	本籍	籍	所在地
官吏	年	月	日
右ノ者公務シテ河津丸ニ乗船中令船カ昭和二十一年四月一日午後十二時頃台湾海峡ニ於テ米國潜水艦ノ水雷ノ攻撃ヲ受テ死シタル際一死シタルモノト認め左ノ報告書第百十九号ニ依リ及テ報告候也			
昭和二十年九月五日			
外務大臣		重光	葵
市		長	殿

(國定規格B5(21×33cm))

規格-B5

0097

昭和二十年九月八日

外務省艦載連絡中隊事務員

係長 中 謙

人市 中 謙

0098

拜啓陳者本年四月一日午後十二時頃臺灣海峡ニ於テ米國潜水艦ノ雷撃ヲ受ケ沈没セル阿波丸ニ乗船中ナリシ者ハ今般死亡シタルモノト認定セラレ其ノ戸籍上ノ手續ハ外務省ヨリ直接死亡者ノ本籍役場ニ對シ取計ヲ相成候ニ付干小同人ノ原籍及生年月日至急御伺示相煩此段御依頼旁得貴意候 敬具

RB'-0456

0055

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

011

幾字  
字

之人名は  
人事課  
に於て  
記す  
べし

昭和二十九年九月八日

外務省 人事課長

殿

拜啓陳者本年四月一日午後十二時頃台湾海峡ニ於テ米國潜水艦ノ雷撃  
ヲ受ケ沈没セル阿波丸ニ乗船中ナリシ 氏ハ今般死セシタルモト認定セラレ候  
條此段申進差得貴官候

敬具

追而右戸籍上ノ手續ハ外務省ヨリ直接同氏ノ本籍役場ニ付シ取計  
スラ候ニ付右ニ御了兼相成テ此段申添候

公 信 案

外 務 省

(日本標準規格 H 5)

0099

条約局第二  
課ヨリ死亡者  
本籍地役場  
直接報告ス

死亡報告書

本籍何県何郡何村何番地戸主氏名

何男(女)職業

氏名

何年何月何日生

右ノ者汽船阿波丸ニ乗客トシテ兼船中同船ガ昭和  
二十年四月一日午後十二時頃台湾海峡ニ於テ米國潜水  
艦ノ雷撃ヲ受ケ沈没シタル際死亡シタルモト認め  
右戸籍法第一百九条ニ依リ及報告矣也

昭和二十九年 月 日

公 信 案

外 務 省

(日本標準規格 B 5)

0100

RB'-0456

0056

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

大東亞第35  
 其他 6  
 三井物産  
 41  
 外務省 5  
 46 9

氏名	本籍地	生年月日	遠族住所
竹内新平	富貴		
東光武三	"		
保科光正	"		
森尚孝	"		
船越光五郎	"		
原勇	"		
若井安太郎	"		
田中武雄	"		
新井清	"		
賀古常二	"		
道子	妻		

(日本標準規格B5)

0102

公 信 案

外 務 省

何市(河村)長氏名殿  
 外務大臣 重光 奏  
 註一尚右報告書ニ左記ヲ記載セル符箋ヲ附スルコト  
 記  
 司法省民事局ト協議、上大正八年一月五日民第六六号  
 法務局長回答ノ先例ニ從フ

(日本標準規格B5)

0101

RB'-0456

0057

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

													野々村 雅二 官更	友雄 子徳	相磯 嘉雄 官更	琢磨 孫	谷口 善三郎 〃	小幡 廣士 〃	藤井 彦三 官更	秀儀 孫

第四部 陸軍 船部 司令部  
 高橋 孫 官更

57-1306

外務省

(日本標準規格 B5)

0104


(日本標準規格 B5)

外務省

0103

RB'-0456

0058

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

電言案

人ノ般 皇表ニ告之給ヨリ 海報告アリタル所波在兼
船ノ在外公館員及 其ノ家族 並ニ在留邦人及
其ノ家族ノ人全皇ハ四月一日台艦海波ニ於テ米
野水艦ノ屬艦ニ依リ今般カ沈没シタル際死亡
シタルモノト認定マラレ右ノ下ニ籍上ノ手續ハ外務
省ヨリ直接本心務後場ニ呈シ取計中ナリ
右ノ旨直係者ハ(外務)御通知相成度
尚西貢日本人今書上記夫人山崎崎政子ノ
法ニ籍地又留守シ宅担當者 海軍(電)了度

大東臣旨

規格-B5 (東京 3.195)

0106

電言案

總番第 23386 號	主管 局長 田中
昭和二十年九月十一日 午後 21 時 10 分發	課長 第一課長 田中
件名 轉電先 宛	起案者 田中
略 西貢 西貢事務所長	昭和二十年九月十一日起案
第七九 號	
發 電光 大臣	
記載件名 皇表	

電信課長 發電係

規格-B5 (東京 1909)

0105

RB'-0456

0059

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



大日本帝國政府

一、	本件事務ハ、終局中央係終事務迄、廿九日架 多田節(奉)担任シ、廿九日令領事ト係終、ト度ニ
一、	死亡海難消息、及之、係上ノ手續ハ、多田節事務ニ 於テ手續ヲ了セリ、但シ、係上(大)係上(中)係上(小)
一、	二件(西貢日報)令、係上(中)係上(小)係上(小)
一、	復原ノ問題ハ、人事係上ニ多田節事務ニ連シ、係上 及シ、一、外務省側ト係上(中)係上(小)係上(小)
一、	南支那又、係上(中)係上(小)係上(小)係上(小)
一、	損害賠償事件、(外務省側)係上(中)係上(小)

加藤 一夫

(國定規格B5(210×330))

0110

穂井

官	局長	課長	課長	課長	課長
勤務局課 官職名	局長	課長	課長	課長	課長
旅行事由	新内原訓・練所開所式参列、タメ				
旅行区間	自土野駅 至 内原駅				
旅行期間	十一月一日				
備考	経費、満洲開拓事務処理費				

管理局長 部長

技師

柳澤 吾一 郎

昭和三十一年十月五日



0109

RB'-0456



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

終戦 12/10  
一六部

阿波丸撃沈事件ニ關スル外交的措置概略

外務省  
昭和二十年十月十三日

鑿ニ米國政府ヨリ我が權力下ニアツタ大東亞地域内ノ聯合國ノ俘虜  
及抑留者ニ對シ救恤品ヲ送付シタイト再三我方ニ對シ熱心ニ依頼シ  
テ來タノ帝國政府ハ人道的見地カラ其ノ希望ヲ容レ米國カラ極東  
一ソ一領ニ輸送シテ來テ居タ二千余噸ノ救恤品ヲ客年十一月我方デ  
引取り之ヲ内地、滿、鮮、支方面ニ輸送シタ後殘リノ約八百噸ヲ南  
方諸地域ニ輸送スル爲阿波丸ヲ利用シタ。右ノ様ナ使命ヲ持ツタ阿  
波丸ハ敵側ノ安導券即チ襲撃、漏檢、其他何等ノ障害ヲ與ヘナイト  
言フ確約ノ下ニ本年二月十七日門司ヲ出帆、南方諸地域ヲ航行シ三  
月二十八日昭南ヨリ歸途ニ就イタ。  
然ルニ同船ハ四月一日以降消息ヲ絶チ百方搜索ニ努メタガ判明シナ  
カツタノデ四月十日米國政府ニ對シ同船ノ消息通報ヲ要求シタ米

0111

0112

國政府ハ十二日ニ至リ、一潜水艦ガ四月一日夜阿波丸ヲシキモノヲ  
撃沈シタ旨公表シタ。右公表ニ接スルヤ我方ハ即日瑞西國政府ヲ通  
シ不取敢米國政府ニ對シ詳細ナ撃沈當時ノ模様ヲ通報スル様要求シ  
タガ其後米國政府ハ左ノ如ク通報シテ來タ（此ノ通報ハ四月十日附  
デアルガ我方ハ四月下旬接受シタ）。即チ  
四月一日夜半阿波丸ノ豫定航路ノ地點ヨリ約四十哩離レタ箇所デ  
一船舶ガ潜水艦ノ爲撃沈セラレタガ其ノ船舶ニハ特別ノ照明ガ見  
ラレナカツタ。同船ハ殆ド一瞬ニシテ沈没シタガ一人ノ生存者ハ  
右ハ阿波丸デアツタト語ツタ。若シ右ガ阿波丸デアツタトスレバ  
米國政府ハ本事件ノ發生ヲ深ク遺憾トスル。目下ノ所右ハ阿波丸  
デアルカ否カハ確實デナイガ若シ阿波丸デアルトシテ本件ニ對ス  
ル根本的責任ハ未ダ決定セラレナイ。米國政府ハ誠實ニ且公平ニ  
本件ヲ調査中デアル云々。  
ト言フノデアル右ニ對シ我方ハ四月二十六日附ヲ以テ阿波丸ハ船腹

RB'-0456

0062



不足其他諸種ノ附ニモ不拘米國政府ノ切ナル要望ヲ容レ然モ等シ  
 券ノ下ニ航行セシメタモノデアルコト、所定ノ照明ヲ點ジ豫定通  
 位置ニアツタコトハ擊沈ノ直前同船カラノ連絡通信ニヨツテ明瞭デ  
 擊沈ノ責任ハ全ク米側ニ在ルコト等續々叙述シテ抗議スルト共ニ此  
 ノ背信行為ニ應フルニ必要ナ一切ノ權利ヲ留保スル旨申入レタ。  
 其ノ後米國政府ハ五月四日附ヲ以テ阿波丸ノ生存者ハ下田勘太郎一  
 四十五才、阿波丸給仕一推一人デ無事「グアム」島ニ在ルコト當該  
 警水監長ハ裁判ニ附セラルヘキコトヲ通報シテ來タ。  
 次デ我方ハ五月十六日附ヲ以テ「米國政府ノ陳謝ニ責任者ノ處罰及  
 其ノ内容通報ニ乗船者並ニ船舶及載貨ニ對スル賠償等ヲ要求シタ。  
 前述四月二十六日附我方抗議ニ對スル五月十八日附米國政府ノ回答  
 ガ五月二十九日到着シタカ其ノ要旨ハ左ノ通デアル。  
 本事件ノ全面的實情及狀況ハ不確實ナリテ目下調査中デアリ又實  
 任ノ所在ヲ決定スル爲當該警水監長ハ軍法會議ニ附セラレルニ而

テ右記空ト軍法會議ノ結果ニ從ツテ即時又ハ將來公正ナ措置ヲ執  
 ルデアラウ。米國政府ハ本事件デ多量ノ人命喪失ヲ生ジタコトニ  
 對シテハ眞摯ナル遺憾ノ意ヲ表スルト共ニ遠隔遠族ニ對シテ同情  
 ノ意ヲ表スル。尤モ斯ク多量ノ死亡者ヲ生ジタ一因ハ海氷燈ガ誤  
 場ニ止マリ致命傷ヲ授シ救助ニ凡ユル努力ヲ盡シタガ生存者中之  
 ニ應ゼヌモノガアツタ點デアル云々。  
 ト申シ來タリ又五月十六日附ノ我方抗議ニ對シテハ七月五日附ヲ以  
 テ要旨左ノ通回答シテ來タ。即チ  
 多量ノ人命ヲ喪失シタコトニ對シテハ既ニ二回ニ亘リ公式ニ米國  
 政府ノ遺憾ヲ遺憾ノ意ヲ表シタ（前述四月十日附及五月十八日附  
 米國政府ノ通報）。  
 同船ハ流波當時夜間霧中ヲ進行シテ居タコトガ判明シタ。位置ハ  
 浪定ノ流波ヨリ約八區離レ又約三十四區前進シテ居タガ指定ノ照  
 明ハ盡サレテ居タ。同船ガ進行シテ居タ



コトハ無理トハ思ハナイ。潜水艦長ハ雷撃スル前ニモ又雷撃後ニモ阿波丸ヲ目撃シナカッタガ目撃シナカッタト言フコト自体ガ故意且計畫的ニヤツタモノデアルト言フ批難ヲ否定スルモノデアル。然シ乍ラ阿波丸ガ安導券ニ關スル取極條件ヲ遵守シテ居タノデアルカラ責任ハ目撃シテ阿波丸デアアルカ否カラ見極メナカッタ潜水艦長ニ在ル。從テ米國政府ハ同船撃沈ノ責任ヲ認メ當該潜水艦長ヲ懲戒處分ニ附スル手續中デアル。

賠償問題ハ其ノ複雑性ニ鑑ミ戰爭中ニハ満足ナ解決ガ困難デアアルカラ右商議ハ戦後ニ延期シタイ。而テ全ク公平ナ態度ヲ以テ其ノ時ノ政治情勢ニ關係ナク處理スルコトヲ日本政府ニ確言ヘル云々。

依テ帝國政府ハ八月十日附ヲ以テ瑞西國政府ヲ通ジ米國政府ニ對シテ概略左ノ通り申入レタ

米國政府ノ回答ニハ單ニ事件發生ノ直接責任者タル潜水艦艦長ニ對シ懲戒處分手續中ト述ベテキルノミデアアルガ本事件ノ重大性ニ

0115

鑑ミ其ノ責任者ハ嚴重ニ處罰セラレベキデ艦長バカリデナク監督者等一切ノ責任者ヲモ處罰スベキデアル。賠償問題ニ關シテハ其ノ複雑性ヲ理由トシテ商議ヲ戦後ニ延期方提議シテ居ルガ本件ハ全然米國政府ノ責任ニ屬スル明瞭且特殊ナ事件デアアルカラ、既ニ米國政府ガ其ノ責任ヲ認メタ以上本慘事ニ因ツテ生ジタ人的及物的損害ニ對シテハ戰爭狀態存在ニ不拘速ニ賠償ヲ實行スルコトハ單ニ帝國政府ニ對スル米國政府ノ責務デアアル許リデナク本件直接間接ノ犠牲者ニ對スル米國政府ノ人道的責務デアアル。仍テ米國政府ハ戰爭終了ヲ俟タズ別ニ送付スル具體的損害賠償要求ヲ卒直ニ認メルコトヲ要求スル。

本事件ノ経緯ハ概略以上ノ通デアアルガ右八月十日附ノ要求ヲ發送後急ニ終戦トナリ事態ガ一轉シタ。然シ本件ハ前述ノ如キ特殊ノ事件デアアルカラ當局トシテハ上述ノ所謂「政治的情勢」トハ獨立シテ今後極力公正ナル解決ニ努力シ以テ萬分ノ一ナリトモ御遺族ノ御慰傷ヲ慰メ其ノ御期待ニ添ヒ度ヒ考デアル。

0116

RB'-0456

0054

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

證明書

同盟通信社員

坂

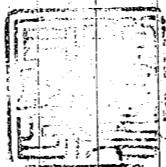
口

栄

右之者ハ胎南交通隊参謀長ヨシ道村マサタム阿波丸未取船  
名簿(胎交参謀名簿)ニ記載シテマサダムニトテ証明ス

昭和二十四年五月三十日

船舶司令官



0117

東海船第千九號

昭和二十四年五月十日

同盟通信社 高島 啓



0118

同盟通信社員ヨシ道村マサタム  
船名簿ニ記載ス

坂口社員ヨシ道村マサタム

伊南合衆ヨシ道村マサタム船名簿ヨシ道村マサタム  
調査路ヨシ道村マサタム坂口社員ヨシ道村マサタム  
船名簿ヨシ道村マサタム船名簿ヨシ道村マサタム  
伊南合衆ヨシ道村マサタム船名簿ヨシ道村マサタム

RB'-0456

0055

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

東京 都心 町 郵便  
日比谷 全国 二番  
東京 中央 郵便局  
五番 西一 番 四番  
代官 六二二 番  
電話 七〇一  
電報 〇〇〇〇  
郵便 〇〇〇〇

同盟通信社 社団法人

文書  
はすべて 宛先  
宛に 送附せら  
れたし  
件名の異なる  
毎に 別封 添附  
せられたし

去子 四日 一泊 防波丸 に出立 船中 乗客 一十人  
我記 及び 船中 乗客 一十人 乗客 一十人  
金井 義元 船中 乗客 一十人 乗客 一十人  
乗客 一十人 乗客 一十人 乗客 一十人  
九月 三日 防波丸 乗客 一十人 乗客 一十人  
死亡 報告 書 一十人 乗客 一十人 乗客 一十人  
告知 書 一十人 乗客 一十人 乗客 一十人  
坂口 栄吉 船中 乗客 一十人 乗客 一十人  
乗客 一十人 乗客 一十人 乗客 一十人  
乗客 一十人 乗客 一十人 乗客 一十人  
乗客 一十人 乗客 一十人 乗客 一十人

廣島 本支店  
中村 好次

同盟通信社  
船中 乗客 一十人

0120

船中 乗客 一十人 乗客 一十人 乗客 一十人  
乗客 一十人 乗客 一十人 乗客 一十人  
乗客 一十人 乗客 一十人 乗客 一十人  
乗客 一十人 乗客 一十人 乗客 一十人  
乗客 一十人 乗客 一十人 乗客 一十人  
乗客 一十人 乗客 一十人 乗客 一十人  
乗客 一十人 乗客 一十人 乗客 一十人  
乗客 一十人 乗客 一十人 乗客 一十人  
乗客 一十人 乗客 一十人 乗客 一十人  
乗客 一十人 乗客 一十人 乗客 一十人

0119

RB'-0456

0055



公文書 案 一

外務省

〔日本標準規格B5〕

0124

二作帰還ノ途次同船沈没之際シ遭難殉職ト成タル  
 モト認定セラルレ誠ニ懺悔心ニ耐エスル茲ニ謹テ哀悼  
 ノ意ヲ表シス  
 尚右ニ付スル戸籍系統ハ尚留省ヨリ直接本籍  
 役場ニ取付置キ矣 案右ニ付テ承取成否此  
 後予意表明方得貴意ニ敬意ヲ

文書課長

文書課長 送日

主務課長 送日

昭和二〇年一月一日附

昭和二〇年九月二九日起草

正校(原稿) (浄書)

0123

三五部

スミレ

主信	甲		
附	乙		
附	丙		
附	丁		
備考			

發信用執務用

先付送寫

名件録記

名人信發

阿波丸遭難者遺族ニ對シテ予意表明方ノ件

阿波丸遭難親民同人ノ遺族  
 又八國保身社宛各通

外務次官

阿波丸ニテ内地

外務省

RB'-0456

0068

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

送付する

左記

(一) 二十一年四月十一日附 又平又宛米國政府通告文

(二) 五月二十六日附 対米日本政府申入文

(三) 五月十六日附 全

(四) 五月 附 対日米國政府回答文

(五) 七月 五日附 全

(六) 八月 六日附 日米政府宛又平又移牒文

(七) 八月 十日附 対米日本政府申入文

(八) 八月 十日附 全

(九) 十月十九日附 聯合國最高司令官宛日本政府證書

0126

計		發信用務用	
主信	1	1	2
附	甲		
	乙		
屬	丙		
	丁		
備考	A 7.0.0 9-97		

文書課發送日	昭和廿一年十一月拾貳日
主	交通部長
管	海運局長
通密	第七二號
昭	昭和廿一年十一月拾貳日日附
附屬	
淨書	
正校(原稿)	
(淨書)	
別紙	
總	21.11.12
秘書	

名 件	先付送寫	名 人 信 受	名 人 信 發
運難船阿波丸代船賠償の件		運輸省海運總局海運局長	海軍省海軍中支事務局長 交通部長
首題口開する十月十六日附外務大臣宛日本郵船会社書面			
(海軍省並海軍) 管調外第二號に關照し全船擊沈に關			
公 信 案			
外 務 省			

0125

RB'-0456

0069

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

備考  
 (一) 家族調査欄ニハ本人ヲモ記載ノコト尙家族中疎用者ハ氏名ノヒニ〇印ヲ附スルコト  
 (二) 徒歩通勤者ハ居住地ヨリ本省迄ノ路程ヲ記載ノコト  
 (三) 東者駅ニ二箇所以上ノ改札口アル場合ハ東口、西口ト言フガ如ク記載ノコト

家 族 調 査		局 課	官 職	氏 名	住 所	電 話 番 号	機 関 名	東 者 駅 又 ハ 停 留 場
氏 名	年 令	続 柄	住 所 地	住所地ヨリ東者駅又ハ停留場迄ノ略図				

領事館之村種ニ留守宅  
 世田谷区玉川奥澤一ノ三七二  
 通勤隣組構成調査  
 東者駅ニ於テ  
 留守宅ニ於テ

0128

留守宅擔當者ヘノ指示事項  
 一 米國側回答ヲ遺族ヘ報告スルコト  
 二 死亡確認ニ對スル現況ヲ遺族ヘ報告スルコト  
 三 大体省葬トナスコトヲ遺族ヘ報告スルコト  
 四 搬送方法ヲ出來ルダケ考慮シ居ルコトヲ遺族ヘ報告スルコト  
 五 遺族ノ万ノ疎開等ヲナサル、ハ已ムラ得ナイ(疎開先住所ヲ徵シ置クコト)  
 六 遺族ノ氏名、年令、健康狀況、財產狀況、特殊事情、宗派、葬儀  
 寺等ヲ調査シ尙寫眞及知友名簿ヲ徵シ置クコト  
 七 各家ニ於テ禮葬儀ヲ執行ナラシムル、ヤ否ヤヲ徵シ置クコト

大 東 亞 省

(東京497) (日本標準規格 B5)

○中野区本町通一ノ三四  
 留守宅

0127

RB'-0456





發信用執務用			
主信	2	3	
附甲			
附乙			
附丙			
附丁			
備考			

文書課長 林  
 文書課發送日 昭和二十一年十一月八日  
 淨書場本 正校(原稿) (淨書)  
 主 總務局長 任 總務局長  
 總務課 第七五號 昭和二十一年十一月八日 附 附屬ナシ  
 日附 附屬ナシ

先付送寫	名人信受	名人信發	名件録記
	運輸者 海運總局	外務省	阿波丸に關し米側との交渉経過連絡の件 昨年四月米海潜水艦に依る撃沈された阿波丸に關し日 本郵船株式会社に於て今般の損害賠償請求

16-2

解除  
第13回公開
秘

阿波丸撃沈事件ニ關スル米國海軍(譯文)

米國ノ手中ニアル阿波丸運搬者中唯一ノ生存者ノ船中下田實太郎ノ下田ノ証言ニ據リテ「ソノ一局ニテ被擧メタル取扱アリ」トシテ本報ニ關スル詳細ハ百下ノ處一切不明ナリ

濱水艦隊ノ軍法會議ノ裁判ニ關スル事トシテ尚本件ニ關スル消息ハ判明セザルニ付政府海軍部ニ關スル事ナリ

南 政

天 東 亞 省

0129

RB'-0456



外務省

は斯かる語合を進めること困難なるを以て戦後に譲  
り度く米軍は戦後の政治情勢を如何に拘束する  
賠償問題は別篇に取扱う旨回答した。我方は  
昨年八月終戦直前具体的な賠償要求を提示し  
然中阿波丸に対してはこれと同等の船舶を以て

0132

外務省

同船数等既事件に因り米軍側は当時我方の損害に  
賠償要求に対しその責任を認めしたが、唯戦時中  
の交渉経過を貴方に連絡を依頼してまた依る  
に申請中の趣に、貴方に対しても本件に因する米側  
との交渉経過を貴方に連絡を依頼してまた依る  
御参考迄に今日迄の交渉経過を在り如く御通知  
す。

0131

RB'-0456

0072

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

阿波丸事件の件

米國政府の七月五日付通牒ハ、戦後、公正な態度で以テ補償問題解決を交渉開始の用意を以テ通告し、モテ、然シ交渉開始の政策的又ハ道義的オブリゲーションハ必ズ本件ヲ敷衍補償問題一般ト切離シテ、満和條約以前ニ解決スルコトを以テ本件ノ個別の即時履行ノ法律的義務ヲ包含シ、依ッテ日本ニテ、政策的ニ米政府ガ本件ノ補償問題ヲ前記通牒ニ從ヒ早急ニ解決スル様要望スルコトハ當然ナルガ、若シ日本要望カ答ヘラレナイ場合ハ、満和條約一般補償問題取扱ハ際、本件ニ因シ特別ノ規定ヲ設テ、實質的ニ補償カ行ハル様措置スル外ハナイ

外務省

0134

賠償せらるべき旨強調  
 賠償の要求を堅持し、本件は、解決に努力する積りにある。

外務省  
 尚

米政府の七月五日付通牒は、戦後、公正な態度で以テ補償問題解決を交渉開始の用意を以テ通告し、モテ、然シ交渉開始の政策的又ハ道義的オブリゲーションハ必ズ本件ヲ敷衍補償問題一般ト切離シテ、満和條約以前ニ解決スルコトを以テ本件ノ個別の即時履行ノ法律的義務ヲ包含シ、依ッテ日本ニテ、政策的ニ米政府ガ本件ノ補償問題ヲ前記通牒ニ從ヒ早急ニ解決スル様要望スルコトハ當然ナルガ、若シ日本要望カ答ヘラレナイ場合ハ、満和條約一般補償問題取扱ハ際、本件ニ因シ特別ノ規定ヲ設テ、實質的ニ補償カ行ハル様措置スル外ハナイ

0133

RB'-0456

0073

寫 海運總局長官殿  
終連交通部長殿  
營調外第三號

日本郵船株式會社  
取締役社長 淺尾新甫

外務大臣 茂 閣下  
運輸大臣 常次郎 閣下  
平塚 大藏大臣 湛 閣下  
石橋

昭和廿一年十二月二十日

謹啓 陳者

一弊社船阿波丸賠償ニ關スル件

揭題船ハ聯合國要請ニ基キ聯合國俘虜救恤品ヲ南方各地ニ輸送セル歸途  
昭和廿年四月一日於支那海米門 不法 其後

0135

米國政府ハ其ノ責任ヲ確認スルト共ニ同七月五  
船体及積載貨物等全損害ニ對スル賠償ハ戰爭終了後政治情勢ノ如何ニ拘  
ラズ公平ナル態度ヲ以テ商議ニ應ズル用意アル旨聲明アリタル次第ハ御  
高承ノ御處ニ有之候  
本件對米求償ハ先述同國政府ノ聲明モ有之又事件ノ性質ヨリ云フモ我國  
敗戦ニヨル情況變化ニ拘ル事ナク當然且積極的ニ御折衝繼續可然キモノ  
ト奉存候弊社ニ於テハ船体賠償ニ就テハ當初ヨリ代替船取得ヲ切望シ外  
務御當局ニ於テモ是ヲ御諒承アリ其ノ趣旨ハ米國政府ニ對シ本件外交御  
折衝ノ途次屢次文書ヲ以テ御表面相成リ弊社ハ其良果アルヲ確信致セル  
次第ニ御座候 然處今般戰時補償特別措置法ニヨリ弊社ハ本船戰爭保險  
金請求權ヲ喪失シ優秀船建造御助成金未收分元高ニ當ル對興業銀行債務  
ノミヲ殘存負擔致ス事ト相成ルノミナラズ將來米國ヨリ船体ニ對スル賠  
償アリタル場合當該賠償物件ハ國庫ニ歸屬シ弊社ガ其取得ヲ欲スル際ハ  
有償御拂下ノ事ト成可キ趣御申聞有之候

0136

RB'-0456

0074

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

弊社ト致シテハ戰時補償打切ニヨル船体保險金請求權ノ喪失ハ或ハ不巳  
 得處ト存候得共諸般ノ事情有之ニモ不拘專ラ表面的法理上ノ論據ヨリ無  
 條件ニ賠償物件又ハ賠償金ヲ國庫歸屬ト致サルル事ハ全ク事ノ真相ヲ無  
 視セル議論ニシテ意外ト申ス外無之且又弊社再建ニ影響スル處甚大ナル  
 モノ有之此際全ク苦痛ニ不堪處ニ御座候  
 就而前述事情御警察被成下左記ノ點ニ對シ格別ノ御高配賜度此段奉懇願  
 候  
 敬 具

記

一 阿波丸賠償ニ關スル對米外交折衝ハ引續キ積極的ニ御實施被成下度事  
 一 將來米國ヨリ船体ニ對スル賠償アリタル際ハ當該賠償物件又ハ賠償金  
 一 弊社ニ對シ歸屬セシメラレタキ事  
 追而本船ニ對スル優秀船建造助成金處理ニ關シテハ別途上申可仕候  
 以上

0137

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

一 後 二 名

號外  
 昭和二十一年二月二十五日  
 外務省人子保御中  
 阿波丸事件報告ニ出席者ノ件通知  
 尚題ノ件本省ヨリ出席者左記通りニ有之候係可也  
 御取計御座候  
 記  
 榎本書記官 清水復員官  
 宮下復員官 田辺復員官  
 有馬復員官 福田復員官  
 平田復員官 福田囑託  
 上田復員官 小林囑託  
 加賀屋囑託

外務省

0138

0075

RB'-0456

阿波丸生存者座談會出席者

交通部	八名
五部	三名
人事課	二名
一課	二名
二課	二名

公務省

0139

高橋達夫

阿波丸一件

船長

この部会では、高橋達夫の報告を聞いて、阿波丸の生存者について、いろいろの意見を述べた。高橋達夫は、阿波丸が沈んだとき、船長として、生存者の救助に尽力した。高橋達夫は、阿波丸が沈んだとき、船長として、生存者の救助に尽力した。高橋達夫は、阿波丸が沈んだとき、船長として、生存者の救助に尽力した。

高橋達夫

阿波丸一件

船長

0140

RB'-0456

0075

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

生復員官  
 海軍省人事局局員  
 海軍中佐 平田春生  
 生復員官  
 三三六 来切

0141

終戦連絡中央事務局

0142

阿波丸 復員者中一シニカボール乗船者ニ  
 佐々木(海軍大佐) 在函貢(第十一特別根據地隊  
 参謀)アリ。其身分表因係其他、取扱  
 注意ヲ要ス。  
 其身分係 佐々木(海軍大佐) 在函貢(第十一特別根據地隊  
 参謀)アリ。其身分表因係其他、取扱  
 注意ヲ要ス。  
 昭和二十一年一月二十六日

等々

RB'-0456

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



記入の種類度			
氏名	省・局・課名	電話番号	内線電話番号
保田中代	信務情報部		
三宅喜三郎	七五五号 南方連絡部	再投 一八六	
山下武利	大外務省 外務省総務課	洪岩 一九一〇	
清水茂輔	農務省 農務課	玉子 二五七	

今後ノ連絡ノ便宜ノ為左ノ各位ノ電話番付付

回章

(日本標準規格 B-5)

0144

下田勲大

新南記者	已付
在在支那遊族ニ直接話シテ買フ任	外務省ト大外
一軍ヲ買係ニ限リ出ルルケテ早ク、(一家族一人?)	
場所、外務省令見事也、	
外務省外	山田吾郎以下五名
大外務省外	内新南以下三十一名 (一水族ヲ入レ三十九名)
下田勲大	
〇子川	
三月五日	

載貨 18  
20年 689  
15 287  
10 100.9  
5

35三千万条  
河内三町三番  
八丁

合計二億二千二百二十八条  
1億8千6百10万2千03条

終戦連絡中央事務局

0143

RB'-0456

0078

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan



RB'-0456

終戦連絡中央事務局

0146

阿波丸事件、唯一、生存者下田基太郎氏																			
二月二十一日、下田ヨリ空路送還、セオラニルニ																			
付左記要領ニ依リ、令氏ヨリ基太郎、事陸等陸																			
以聴取、取次中、事務局長、...																			
二月二十七日(火)午後二時																			
二場、外務省総務局会議室(四階)																			
日時																			
場所																			
総務局長																			
管理局長																			
調査局長																			
外務省在外邦人部																			
人事課長																			
秘書長																			
...																			

電信案

斎藤直																			
司法省民事司																			
銀座五六四〇																			

外務省

(日本標準規格 B5)

0145

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0079

通知

二十六日(火曜日)午後二時終戦第五部ニ於テ阿  
波丸唯一人生存者下田勘太郎氏ノ報告有之ニ付御  
出席領度此般場案口申上候

二月二十三日

高木在外邦人部南方課長

本林重管理司長殿  
矢野在外邦人部長殿 出  
山田経済部部長殿 出  
鈴木経済部南方課長殿  
永井事務官殿  
浅田事務官殿  
鈴木副領事殿

外務省

0148

終戦連絡中央事務局

① 三部長  
② 部長  
③ 部長  
④ 部長

0147

RB'-0456



電信寫

A 700.9-37  
M 2702-6

總番 六六四六四  
號 六六四八七  
符 平  
昭和二十年十二月二十日 一三時  
分  
主 人

別記イ通り

(戸籍謄本請求イ件)

扶助料支給ニ關シ必要ニ付戸籍謄本壹通至急送付相成度シ

湯川外務省人事課長

大阪市東區	兵庫縣美方郡	新潟縣新潟市	世田ヶ谷區	東京郡中野區	靜岡縣引佐郡
先	先	先	先	先	先
東光孝子	森喜美	堀内津世子	倉上邦世	山田卓子	竹内淑子
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名

埼玉縣大宮市高鼻區	杉並區	東京都世田ヶ谷區	東京都目黒區	大分縣東國崎郡	神奈川縣藤澤市	岩手縣岩手郡	名古屋市	福岡縣朝倉郡	神奈川縣鎌倉市	東京都大森區	長崎縣西彼杵郡	東京郡本郷區	香葉郡御油郡	神奈川縣
新井純代	若井八枝子	村上キシ	山名千代子	大村兼太郎	藤井純子	船越シゲ	花見正子	小幡爲美子	原フミ	太馬トメ	賀古吉一	保科順子	鈴木フク	平柳新子

0150

記帳済

0149

RB'-0456

0001

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

電信寫

M. 2. 10. 26

番 六七一〇六  
號 六七一〇七

符 平

昭和二十一年十二月廿七日 一時四〇分

管 池

新井純代 (大宮市)

谷口宇兵衛 (秋田縣平鹿郡)

(發電後レ再電ノ件)

扶助料支給ニ關シ必要ニ付戸籍謄本一通至急送付相成度

湯川外務省人事課長

電信課長

0152

秋田縣平鹿郡  
八王子市  
藤岡縣國方郡  
八王子市

谷口宇兵衛  
波邊富子  
相鐵中千代子  
田中千代子

0151

RB'-0456

0082

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

第五号	終進金沢出張所 多田所長	第五号	板垣總務課長より
阿波丸の件に関し訊ねたことあり、予定を繰り上げ至急上京されし	給務局長	昭和廿二年三月廿九日十二時四十分	平

0154

(分類)

電信案	電送第007576号	昭和廿二年三月廿九日午後0時40分發	主管 佐藤局長 主任 佐藤局長
外務省	件名	宛 終進金沢出張所 多田所長	昭和廿二年三月廿九日起草
	記録件名	發 給務局長	

阿波丸の件は周知し訊ねたことあり。豫定は繰り上げし。至急上京されし。

(日本標準規格B5)

0153

RB'-0456

0083

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

急

(分類)

電 信 案	出 頭 部 に 在 り。	阿波丸の件はついに 報知されたことあるから至急	総務課長より	電送第 002380 號	主管 総務局長
				昭和二十一年四月九日 午後 時 分 發	主任 総務課長
外 務 省				件名 阿波丸問題に関する件	宛 世田谷区祖師谷町二一六七 佐藤由己
				記録件名	發 外務大臣

電信課長

發電係

昭和二十一年四月七日 起草

(日本標準規格B5)

0155

RB'-0456

0084

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

A 7.050.9-37

電 番 號

〇〇八三八〇

電 符

平

昭和廿二年 四月 七日 三時四〇分

電 主 總 務

世田谷区

佐藤由巳

阿波丸問題に関する件

板垣總務課長より

阿波丸の件について訊ねたことあるから至急御出頭願いたい。

吉田外務大臣

外務省

不詳

0156

RB'-0456

0085

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan